

岩国市一般廃棄物処理基本計画

循環型社会へチャレンジ
～豊かな自然環境を未来へ引き継ぐために～

（ 概 要 版 ）

2 0 1 9 年 3 月

岩 国 市

目 次

第1編 計画策定の趣旨

第1節	計画策定のねらい.....	1
第2節	一般廃棄物処理基本計画の位置づけ	1
第3節	計画の期間.....	1
第4節	計画対象廃棄物.....	3

第2編 岩国市の都市特性

第1節	岩国市の位置・歴史	4
第2節	岩国市の主要指標.....	4

第3編 ごみ処理基本計画

第1節	ごみ処理の現状と課題	6
第2節	基本理念	16
第3節	基本方針	16
第4節	数値目標	17
第5節	計画の体系.....	24
第6節	ごみ発生・排出削減、リサイクルの推進.....	26
第7節	ごみの適正処理の推進	27
第8節	環境美化の推進.....	28

第4編 生活排水処理基本計画

第1節	水環境、水質保全に関する状況	29
第2節	生活排水処理の現状と課題.....	30
第3節	基本理念	35
第4節	基本方針	35
第5節	計画・施策の体系	36
第6節	生活排水の処理主体	37
第7節	生活排水の処理計画	38
第8節	生活排水処理の推進	40
第9節	し尿・汚泥の適正処理推進.....	40

第5編 計画の進行管理

第1節	計画進行管理手法	41
第2節	計画進行管理指標	41
第3節	進行管理体制.....	42

第1編 計画策定の趣旨



第1節

計画策定のねらい

国では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を目指し、循環型社会形成推進基本法の施行や循環型社会形成推進基本計画の策定など、関連施策を総合的かつ計画的に推進してきたことにより、一定の成果を挙げていますが、3Rなどの資源生産性を高める取り組みを一層強化していく必要があるとして、平成30年6月に第四次循環型社会形成推進基本計画を策定しています。

岩国市（以下「本市」という。）においても同様に、廃棄物処理の視点からの循環型社会形成を目指し、平成21年1月に岩国市一般廃棄物処理基本計画（以下「当初計画」という。）を策定、平成26年3月に改定（以下、改定後の計画を「既定計画」という。）しました。

2019年4月には、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）が本稼働することで、市内の焼却ごみの集約処理と発電によるサーマルリサイクルが開始されますが、一方で、近年各地で頻発している災害により、一時的に大量に発生する災害廃棄物への備えも考慮し、安定した一般廃棄物処理に向けた計画策定が必要となっています。

以上を踏まえ、既定計画で示した施策等を継承しつつ、既定計画で掲げた目標の達成状況も考慮し、必要となる施策の方針を見直すものとししました。

第2節

一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

本計画は、本市が廃棄物処理法第6条に基づき策定するものです。

本計画は、図表1-1に示すように、国の法律・計画等並びに山口県の「山口県循環型社会形成推進基本計画」と整合したものです。

◆一般廃棄物処理基本計画策定の法的根拠（廃棄物処理法第6条）

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項において、『市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。』とされ、さらに、廃棄物処理法施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定により、当該一般廃棄物処理計画には、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画により、所定の事項を定めることとされている。

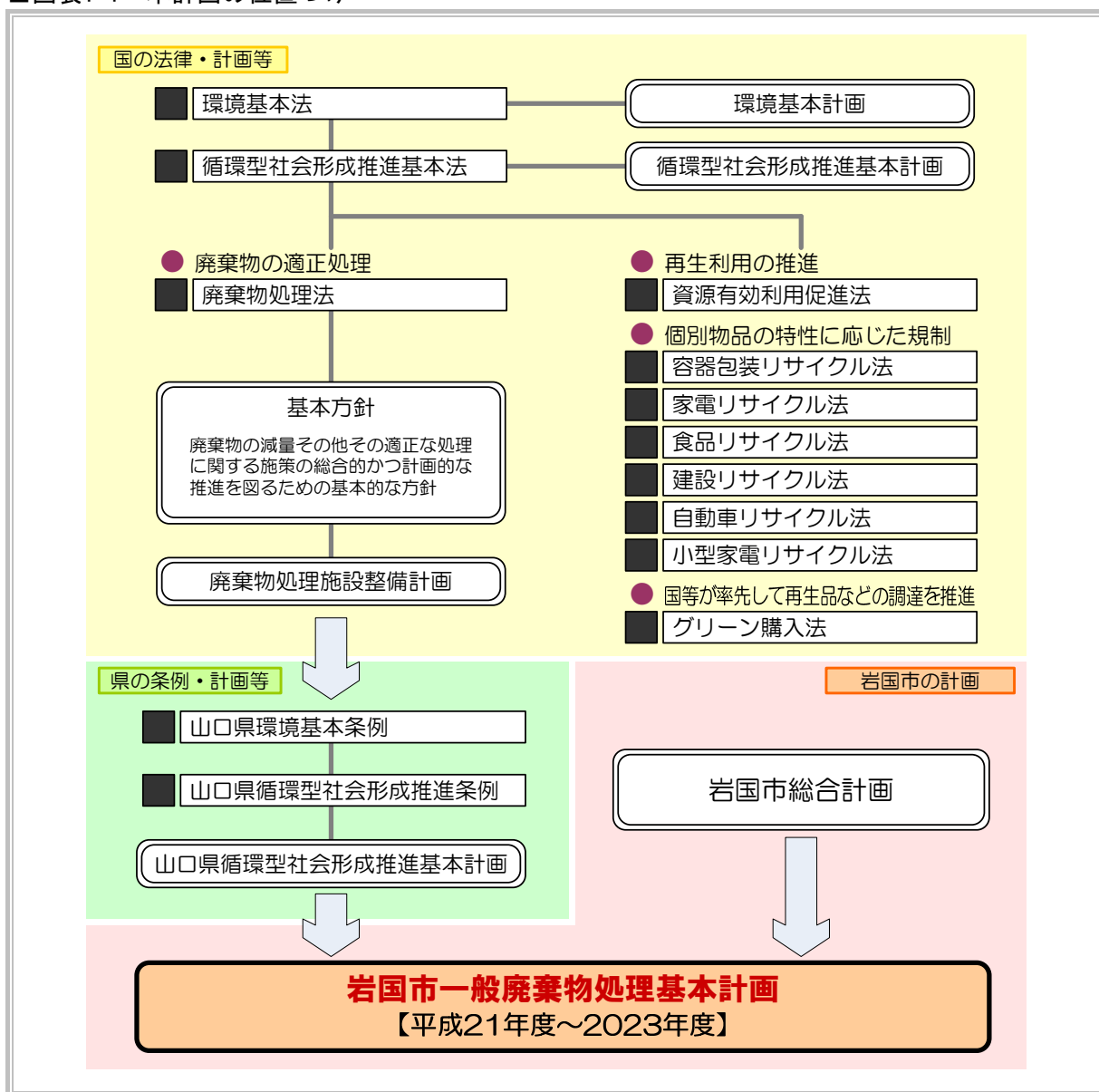
第3節

計画の期間

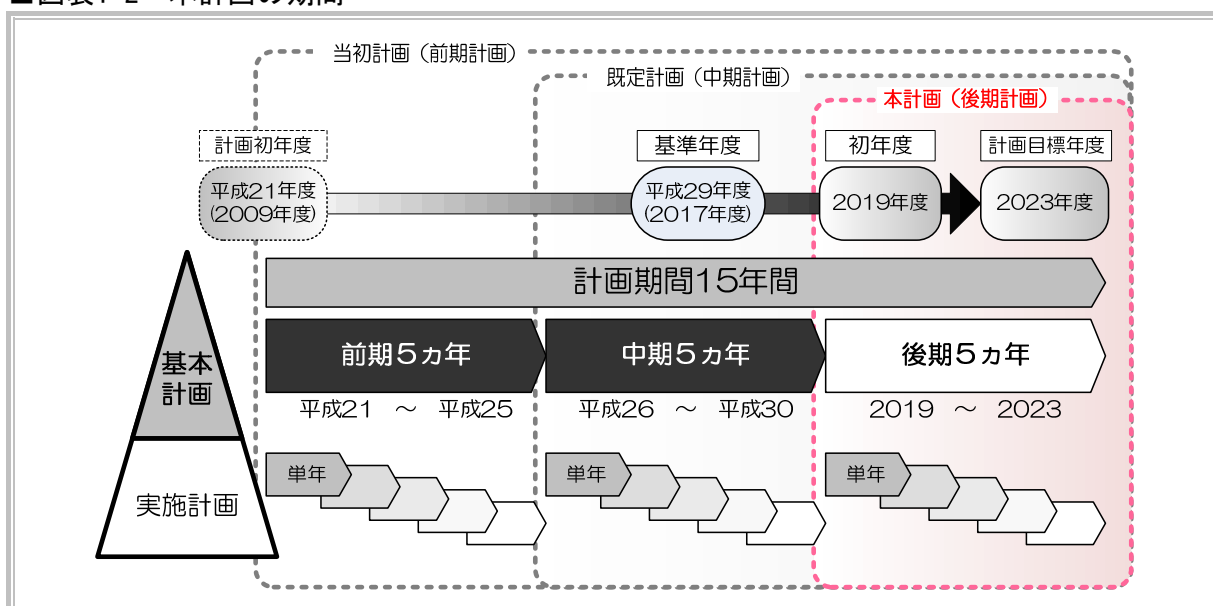
平成21年1月に策定した当初計画は、2023年度を計画目標年度とした15カ年の計画で、主に前期5カ年の主要施策を示しました。その後、平成26年3月に当初計画を継承した既定計画（中期計画）を策定しています。

本計画（後期計画）は、当初計画、既定計画を継承するものであるため、2023年度を計画目標年度とする5カ年計画として改定したものです。なお、数値目標の基準年度は、平成29年度としました。

■図表1-1 本計画の位置づけ



■図表1-2 本計画の期間



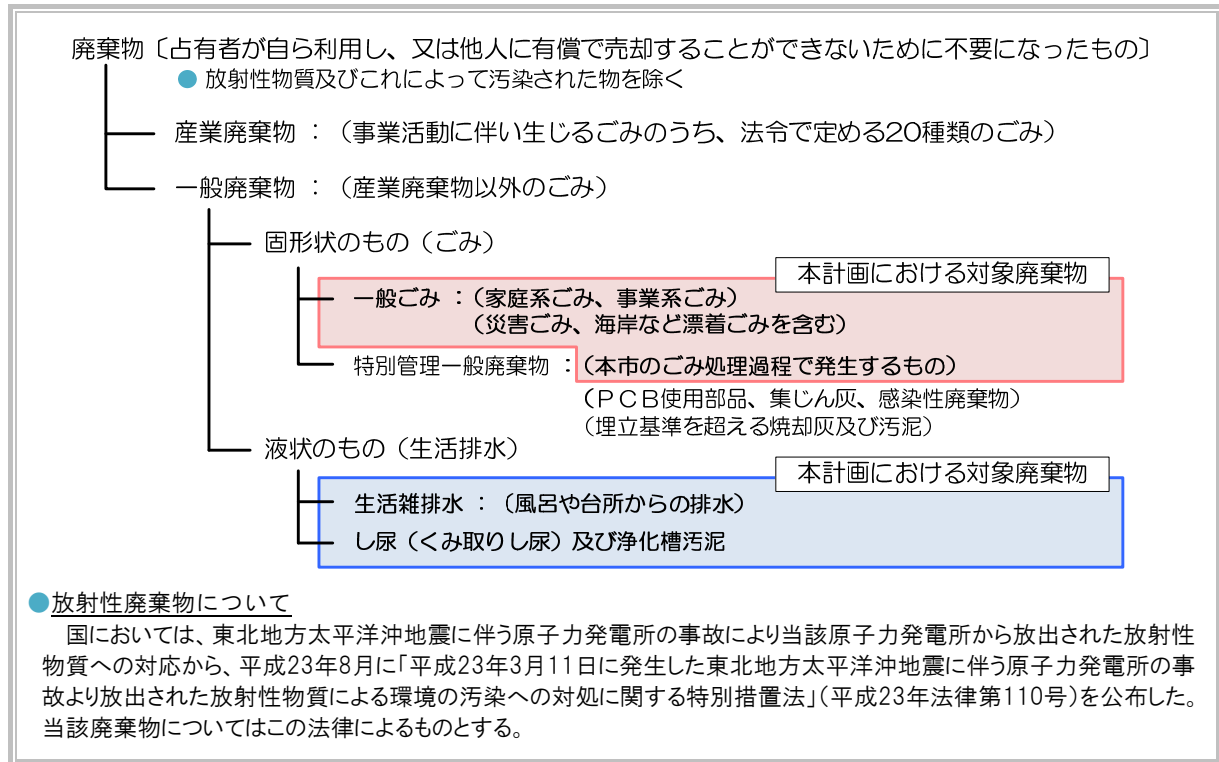
※本計画では、平成30年（2018年）までを和暦、2019年からは西暦で表記しています。

第 4 節

計画対象廃棄物

本計画の対象廃棄物は、図表 1-3 の通り一般廃棄物のうち、固形状のもの（以下「ごみ」という。）及び液状のもの（以下「生活排水」という。）とします。なお、行政において処理・処分が困難であるものは処理対象外とし、これらの処理方法は図表 1-4 の通りとします。

■図表1-3 本計画の対象廃棄物



■図表1-4 本計画において処理対象外とするごみと処理方法

区 分	処 理 方 法
P C B 使用 部 品	本市では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。
集 じ ん 灰	本市では取り扱わない。専門業者に引き渡すこととする。 （本市管内のごみを処理する過程で発生するものを除く）
感 染 性 廃 棄 物	本市では取り扱わない。薬局や医療機関等に引き渡すこととする。
家電リサイクル法 対 象 品 目	ブラウン管式テレビ・薄型テレビ（液晶テレビ・プラズマテレビ）、洗濯機・衣類乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンについては、販売店での引き渡し、指定場所への持ち込みとする。 （薄型テレビ（液晶テレビ・プラズマテレビ）、衣類乾燥機はH21.4.1 施行）
パ ソ コ ン	パソコンは、再利用やリサイクルすることが法律で義務付けられており、自治体でごみとして引き取ることができません。 ・製造者等の引き取りとする。（資源有効利用促進法） ・小型家電回収ボックスに投入可能なものは回収する。（小型家電リサイクル法）
そ の 他 本 市 で 指 定 す る 処 理 困 難 物	以下のごみは、本市では取り扱わない。販売店もしくは専門の処理業者に引き渡すこととする。 ・廃タイヤ、ガスボンベ、バッテリー、消火器、ピアノ、浴槽、太陽熱温水器、太陽光パネル、自動車及び部品、船舶等 ・注射器等医療器具、劇薬・塗料・シンナー・廃油・石油等の入っている缶やびん、その他爆発や火災の原因となる危険なもの ・農機具、農業用ビニール、農薬 ・バイク、コンクリート、土、石、砂、建設廃材等

第2編 岩国市の都市特性



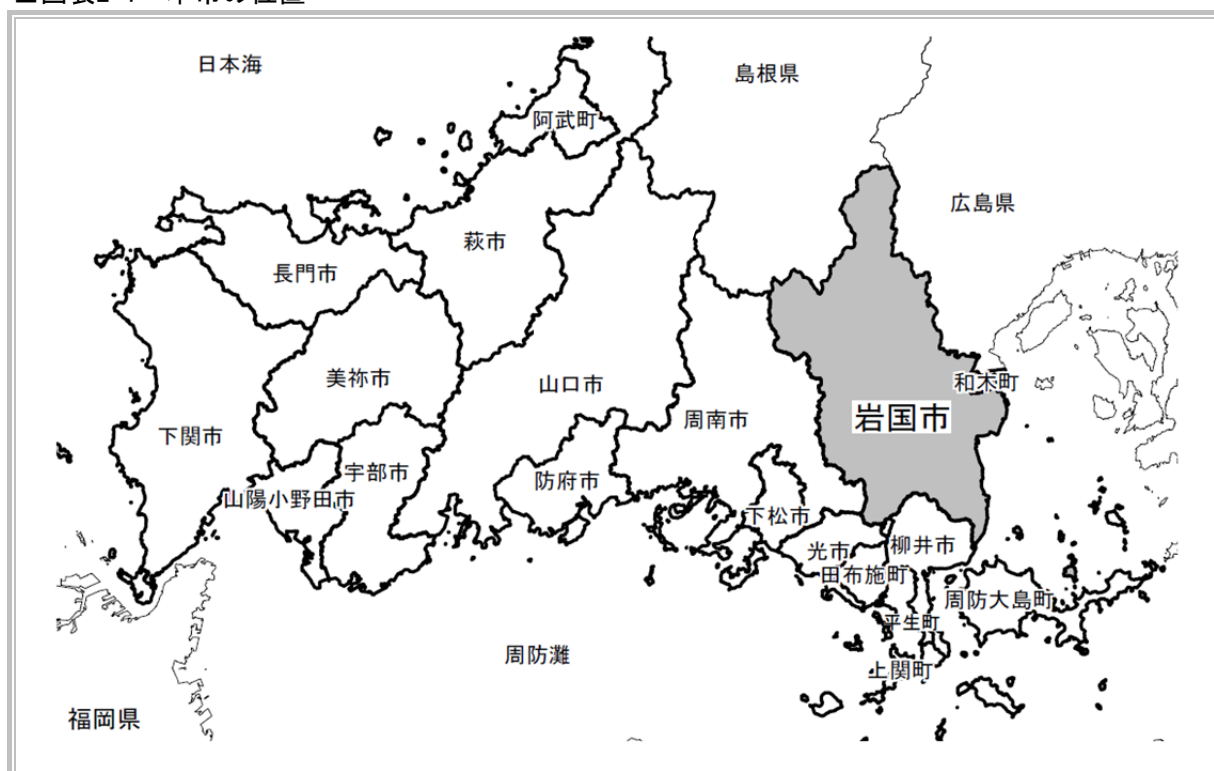
第1節 岩国市の位置・歴史

本市は、山口県の東端に位置し、北部に西中国山地国立公園、沿岸部に瀬戸内海国立公園があり豊かな自然に恵まれています。また、県内最大河川の錦川が豊かな水をたたえ、その他の水系を中心に盆地や平野が形成され、美しい景観を形作っています。

古くから、山陽道の宿場町として発展するとともに、木綿織りや和紙の生産、農林業が栄え、山口県東部の中心地として発展し、それらの産業を基礎に、多様な工業都市として発展してきました。

平成24年12月から米海兵隊岩国航空基地の飛行場を岩国錦帯橋空港として、民間活用が始まっており、山陽新幹線、山陽自動車道と合わせて陸空の利便性の良さが本市の特徴となっています。

■図表2-1 本市の位置



第2節 岩国市の主要指標

■図表2-2 本市の主要指標

面積	873.72 km ² で山口県下第2位の広さを有しています。
気象	岩国、玖珂、広瀬に気象観測所があり、過去5年間の平均気温は、15.4℃（岩国）・14.9℃（玖珂）・14.3℃（広瀬）、年間降水量は1996.8 mm（岩国）・2071.6 mm（玖珂）・2487.7 mm（広瀬）となっています。
水象	治水のためのダム整備が行われていますが、ダムの貯水量を超える大雨の発生等に備え、山口県がダムの貯水位、河川の水位等を常時観測しており、山口県土木防災情報システムのホームページからデータを確認することができます。

人口・世帯数の推移と年齢別人口	平成 2 年に約 15 万 8 千人であった人口は大きく減少し、平成 27 年には約 13 万 7 千人となっています。一方、増加傾向にあった世帯数も平成 22 年以降減少しています。世帯人数は平成 22 年に 2.5 人/世帯を下回ってからも減少が続いており、核家族化が進行しています。また、年齢別人口割合は、65 歳以上が大きく増加する一方で、15 歳未満は減少しており、少子高齢化が進行しています。	
産業別就業者割合	瀬戸内海沿岸部を中心に石油化学、繊維、パルプ等の基礎素材型産業や一般機械等の地場産業等、多様な工業都市として発展してきましたが、人口減に伴い就業者数も減少しています。産業別就業者割合は、第 3 次産業が増加し 6 割を超える一方で、第 1 次産業と第 2 次産業は減少し、特に農林水産業の後継者不足が深刻化しています。	
観 光	錦帯橋をはじめ、岩国城、吉香公園、美川ムーバレー、弥栄湖等、自然と調和する美しい観光資源が市内随所に点在しています。観光客数は、毎年約 300 万人で推移しており、特に錦帯橋は、毎年約 65 万人の観光客が訪れる県内でも有数の観光名所です。	
上水道・下水道	水道普及率は、平成 28 年 3 月 31 日現在 83.5%、公共下水道普及率は、平成 29 年 3 月 31 日現在 34.8%となっています。	
大気質	大気環境の測定は、山口県が実施しており、平成 28 年度の測定結果は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素は環境基準を達成していましたが、光化学オキシダントは達成していませんでした。微小粒子状物質（PM2.5）については、長期的評価を達成していない地点がありました。	
水質	水環境の測定は、山口県が実施しており、詳細については、生活排水処理基本計画（第4編）に記載します。	
土地利用状況	課税対象民有地のうち、84%程度は山林です。宅地として利用されている面積は、4%程度となっています。	
住宅	住宅に住む一般世帯の状況は、平成 27 年 10 月 1 日現在 57,975 世帯のうち 40,423 世帯が持ち家であり、持ち家率は 69.7%となっています。これは、全国 62.3%、山口県 67.4%よりも高い値となっています。	
主要幹線道路網	国土交通省において岩国大竹道路、本市において昭和町藤生線、楠中津線等を整備しています。また、岩国南バイパスの南伸等についても、事業採択を目指し関係機関への要望活動を行っています。	
上位計画	◆国の計画	
	第五次環境基本計画	平成 30 年 4 月 17 日閣議決定
	第四次循環型社会形成推進基本計画	平成 30 年 6 月 19 日閣議決定
	廃棄物処理施設整備計画	平成 30 年 6 月 19 日閣議決定
	◆県の計画	
	山口県循環型社会形成推進基本計画（第3次計画）	平成 28 年 3 月策定
	◆市の計画	
	第 2 次岩国市総合計画（後期基本計画）	2019 年 3 月策定

第3編 ごみ処理基本計画



第1節

ごみ処理の現状と課題

1 ごみ分別・排出方法及び収集方法

現 状	① ごみの分別（図表3-2） 本市の分別区分は、焼却ごみ、陶磁器及びガラス類、プラスチック類、金属類及び破碎ごみ、びん類、かん類、資源品、処理困難ごみ、ペットボトル、食品トレーとしており、さらに、資源品は8分類、処理困難ごみは4分類に細分し、10種20分類としています。また、指定袋に入らない大きなごみとして粗大ごみがあります。 ② 排出方法及び収集方法（図表3-1、3-3） 家庭系ごみは、本市の直営または本市が委託した業者が収集する「収集ごみ」と市民自らが処理施設に直接持ち込む「直接搬入ごみ」等があります。さらに、小型家電製品については市役所本庁や総合支所、支所、出張所に設置した回収ボックスで回収しています。 一方、事業系ごみは、本市の許可業者に委託する「許可業者搬入ごみ」と事業者自らが直接持ち込む「直接搬入ごみ」があります。 収集ごみは、ごみ処理手数料を含んだ指定袋及び粗大ごみ収集券により排出することが必要です。直接搬入ごみは、施設ごとにごみ処理手数料が定められています。
課 題	本市域から排出されるごみの分別区分は、合併後において概ね統一を完了しています。また、地域ごとに違っていた指定袋の色や袋の料金体制、処理施設へごみを直接搬入した際の処理手数料についても統一を終えています。 今後は、社会情勢を踏まえたうえで、ごみの減量に効果的かつ適正な処理手数料への見直しを調査・検討していくことが必要です。

■図表 3-1 ごみの排出形態等

排出形態等		排出容器	岩国地域	その他の地域
収集ごみ	焼却ごみ 陶磁器及びガラス類 プラスチック類 金属類及び破碎ごみ びん類、かん類	指定袋 ※使用済小型家電は本 市の施設に設置して いる回収ボックスに 排出することも可能	直営収集・委託収集	委託収集
	資源品	ビニール袋等		
	処理困難ごみ		直営収集	
	粗大ごみ	回収協力店による自主回収		
	ペットボトル			
	食品トレー		(拠点回収)	
直接搬入ごみ(一時多量ごみ等)			市民自らが直接搬入	
許可業者搬入ごみ			市の許可業者に委託して搬入	
直接搬入ごみ			事業者自らが直接搬入	

注) 一部変則地域あり

■図表 3-2 ごみ分別区分

種類・分別区分		具体的品目
①焼却ごみ		台所ごみ、紙製の容器、植木ごみ、布製品、トイレ関連品 など
②陶磁器及びガラス類		陶器類、ガラス類、鏡類、少量の土、小石、農薬等のびん など
③プラスチック類		容器包装プラスチック( マークの入った袋や容器類)、発泡スチロール類
④金属類及び破碎ごみ		調理に使ったアルミホイルやアルミ容器、金属製調理器具、塗料・鉱油の缶、2ℓを超える缶、金属製品、破碎ごみ( マークの入っていないプラスチック製品)、小型家電製品 など
⑤びん類		飲料用のびん類、食料品類のびん、化粧品類のびん など
⑥かん類		飲料缶、食品の缶(2ℓ以下)、穴をあけたスプレー缶類 など
⑦資源品	新聞紙類	新聞紙、折り込みチラシ
	雑誌(雑誌)類	雑誌、文庫本、カタログ、ノート類、封筒、はがき、包装紙、用紙類、紙箱等の厚紙類、その他の雑誌類、メモ帳、キャラメル箱 など
	紙パック	 マークが入った牛乳・飲料用の紙パック
	段ボール	段ボールのみ
	布(衣)類	シーツ、タオル等、衣類、スーツ等厚手の布、革製品、ぬいぐるみ、毛布、着物、帯 など
	アルミ缶	飲料用、食品用等
	電源コード類	電気製品等についているコード部分
	廃食用油	てんぷら油等の不要になった廃食用油
⑧処理困難ごみ	電池類及び水銀式体温計	乾電池・ボタン電池・コイン電池・充電式電池(リチウムイオン電池など)・水銀式体温計・水銀が付いた物
	蛍光管	サークル管・直管・電球型の蛍光管・水銀が付いた物
	ボンベ類	ライター類・穴のあいていないボンベ及びスプレー缶類
	ビデオテープ・カセットテープ類及び石灰系乾燥剤	ビデオテープ・カセットテープ類、石灰系乾燥剤
⑨ペットボトル		 マークが入った飲料、酒類、しょうゆ、しょうゆ加工品、みりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプ調味料のペットボトル など
⑩食品トレイ		食品トレイ
粗大ごみ		カーペット、タンス、ふとん、ストーブ、自転車 など 指定袋に入らない大きさのもの

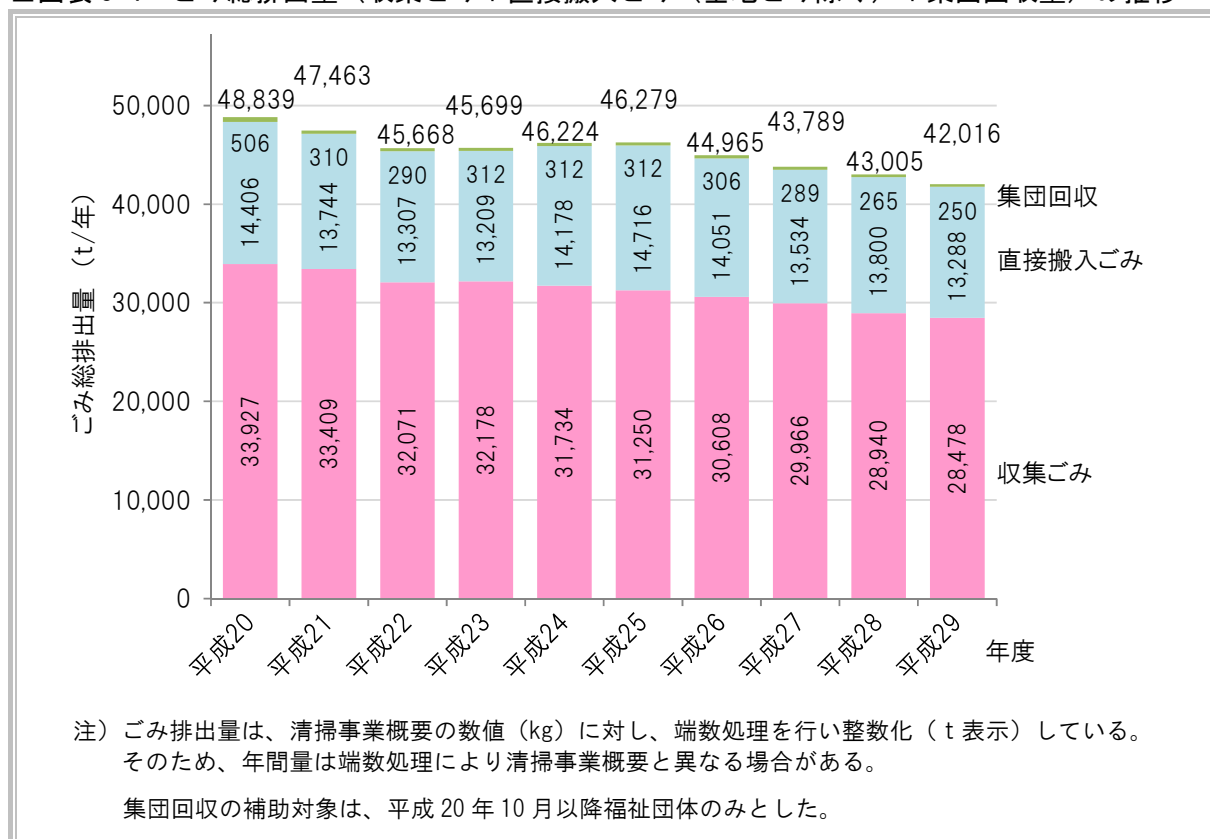
■図表 3-3 ごみ処理手数料(指定ごみ袋販売額など)

区 分		サイズ(容量)	販売価格	袋の色
収集ごみ	赤の可燃性ごみ袋	大袋(45L) 中袋(30L) 小袋(20L)	300円/10枚(30円/枚) 300円/12枚(25円/枚) 300円/20枚(15円/枚)	半透明
	緑の不燃性ごみ袋	大袋(45L) 中袋(30L) 小袋(20L)	300円/10枚(30円/枚) 300円/12枚(25円/枚) 300円/20枚(15円/枚)	半透明
	粗大ごみ	自転車、ストーブなど 鏡台、シングルベッドなど オルガン、ダブルベッドなど 上記以外の布団類など	500円 (形状、重量による処理の困難性が標準のもの) 750円 (形状、重量による処理の困難性が比較的大きいもの) 1,000円 (形状、重量による処理の困難性が著しく大きいもの) 250円	
直接搬入ごみ	焼却ごみ (岩国市第一工場) (岩国市本郷ごみ処理場) (周陽環境整備センター)	10kg ごとに 150円		
	不燃ごみ (岩国市リサイクルプラザ) (岩国市本郷ごみ処理場)	10kg ごとに 150円		

2 ごみ排出量

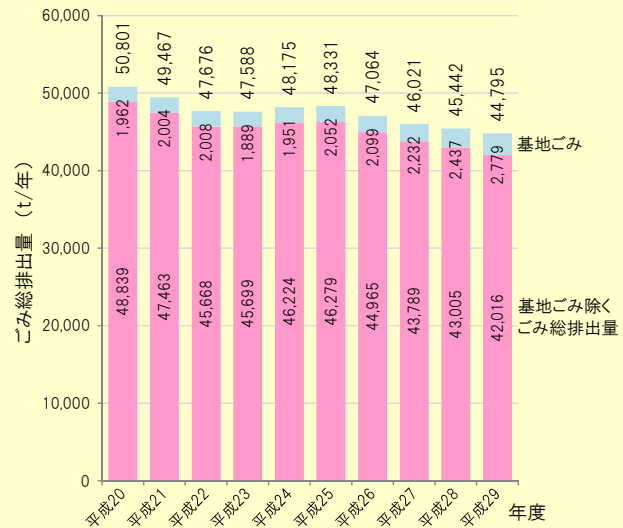
現 状	① ごみ総排出量（図表3-4） 本市の年間ごみ総排出量（基地ごみを除く）は、平成 29 年度において収集ごみが 28,478 トン、直接搬入ごみが 13,288 トン、集団回収が 250 トンの合計 42,016 トンです。 平成 20 年度からの推移をみると、平成 25 年度以降は減少し続けており、10 年間の年平均減少率は収集ごみが 1.9%、直接搬入ごみが 0.9%、集団回収（平成 20 年度を除く）が 2.6%です。 ② 1人1日平均排出量（図表3-5） 1 人 1 日平均排出量は、ごみ総排出量（基地ごみを除く）、収集ごみとも減少傾向となっており、平成 29 年度はごみ総排出量が 840 グラム、収集ごみが 569 グラムでした。
課 題	収集ごみ、直接搬入ごみ（基地ごみを除く）は概ね減少傾向です。直接搬入ごみのうち、基地ごみは近年増加傾向にあり、平成 29 年 12 月から新たに整備された住宅地（愛宕ヒルズ 262 世帯）のごみの受入れを開始しており、今後も増加が見込まれます。

■図表 3-4 ごみ総排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ（基地ごみ除く）＋集団回収量）の推移

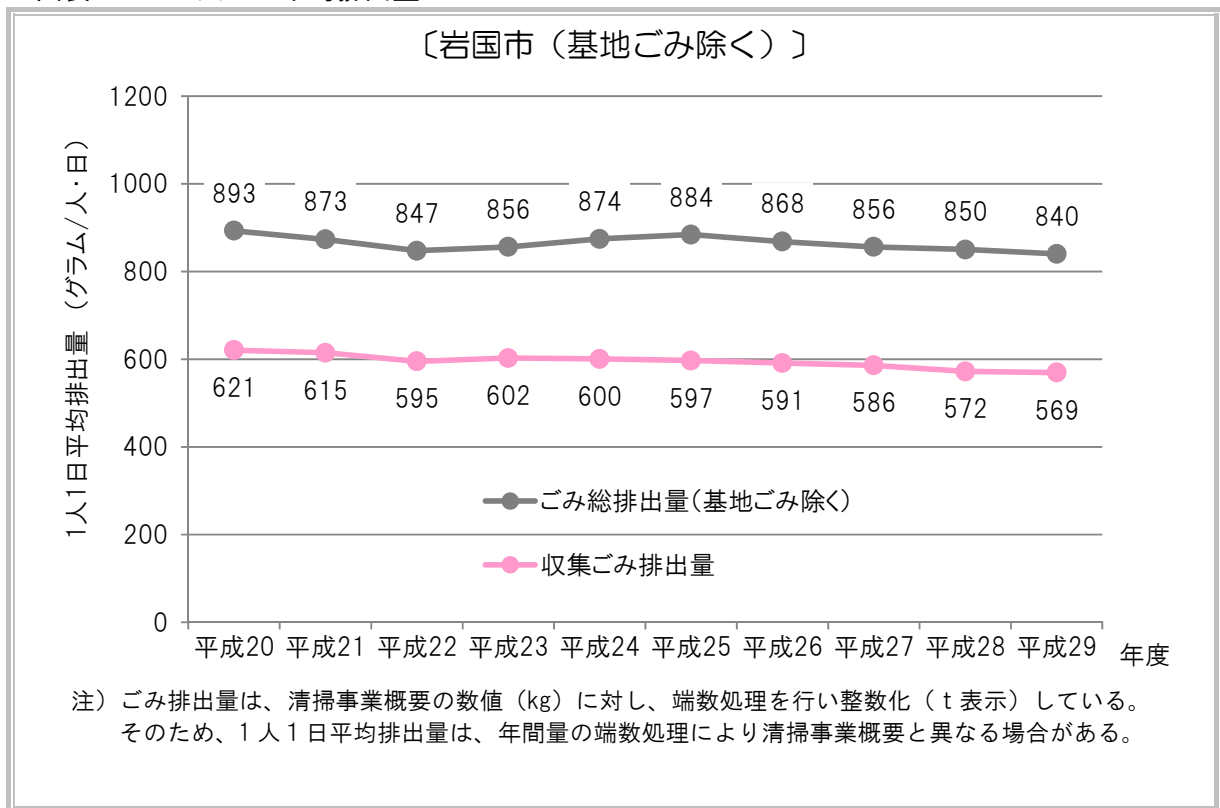


◆基地ごみを含めたごみ総排出量の推移

- ✓ 基地ごみを含めたごみ総排出量は、平成 29 年度において 44,795 トンです。
- ✓ 基地ごみは、年間 2,000 トン程度でしたが、近年急増しており、平成 29 年度には 2,779 トンとなりました。
- ✓ ごみ総排出量に占める基地ごみの割合は、平成 20 年度において 3.9%でしたが平成 29 年度は 6.2%と 2.3 ポイント増加しました。



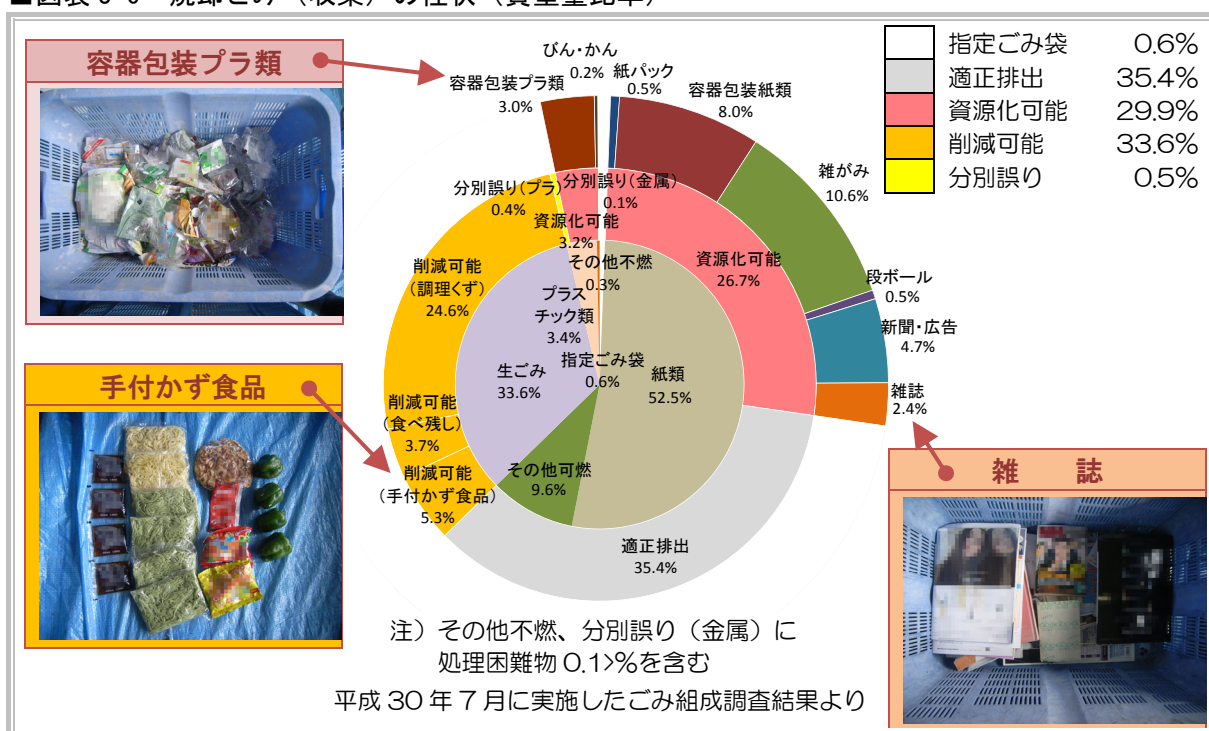
■図表 3-5 1人1日平均排出量



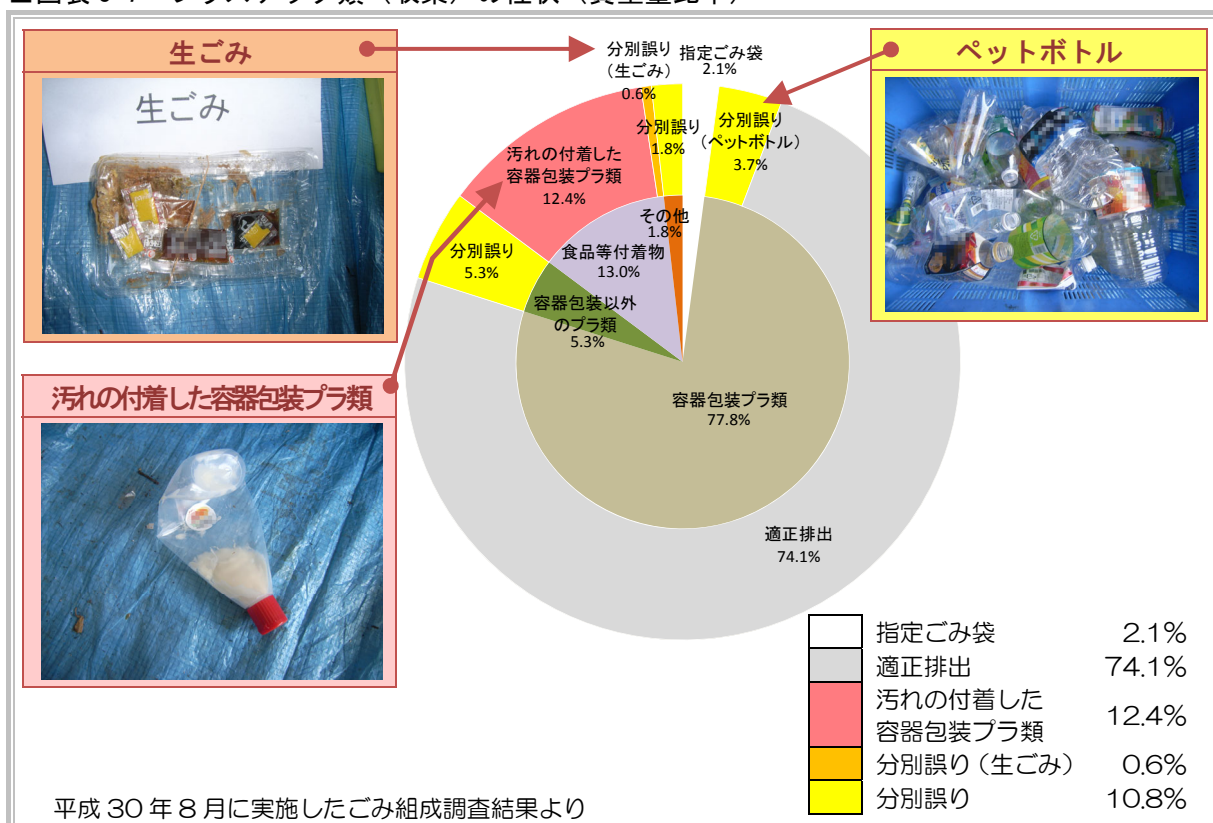
3 収集ごみの性状

現 状	① 焼却ごみ（図表3-6） 資源品に分別することで再資源化が可能な紙類やプラスチック類が合計で 29.9%排出され、このうち、比較的容易に分別できる段ボール、新聞・広告、雑誌は 7.6%排出されていました。削減可能な食品ロスに着目してみると、調理くずが 24.6%、賞味期限切れなど手付かずで出された食品が 5.3%、食べ残しが 3.7%排出されていました。 ② プラスチック類(容器包装プラスチック類)(図表3-7) 適正に排出されていると判断できるものが 74.1%占めていました。分別誤りについては、3.7%がペットボトルで、容器包装以外のプラ類や生ごみ、その他の異物を含めると合計で 11.4%が排出されていました。また、分別誤りではないものの、汚れの付着した容器包装プラ類が 12.4%排出されていました。 ③ 金属類及び破碎ごみ（図表3-8） 容器包装以外のプラ類が 35.8%、金属類が 34.5%、その他の不燃物が 21.7%排出され、合計でおよそ 90%を占めていました。分別誤りについては、容器包装プラ類が 4.4%（きれいなもの 1.5%、汚れの付着したもの 2.9%）、紙類・布類などのその他の可燃物が 2.2%排出されており、ビデオテープやライターなどの処理困難物も 0.2%排出されていました。また、本市の庁舎や出張所などに設置している回収ボックスへ出すこともできる小型家電製品は 8.0%排出されていました。
課 題	焼却ごみには、削減可能な調理くず、手付かず食品や食べ残しが 35%程度、資源化可能なごみが 30%程度排出されています。同様に金属類及び破碎ごみやプラスチック類にもおよそ 10%の分別誤りのごみが排出されており、これらの分別誤りや削減可能なごみを減らしていくことが必要です。また、プラスチック類には分別誤りに加え、汚れの付着した容器包装プラ類も 10%程度排出されており、これらは資源化の支障となっています。 資源化には、減量や分別の取り組みに加えて、汚れの落ちにくい容器包装プラスチック類について効率的な分別方法とすることも必要です。

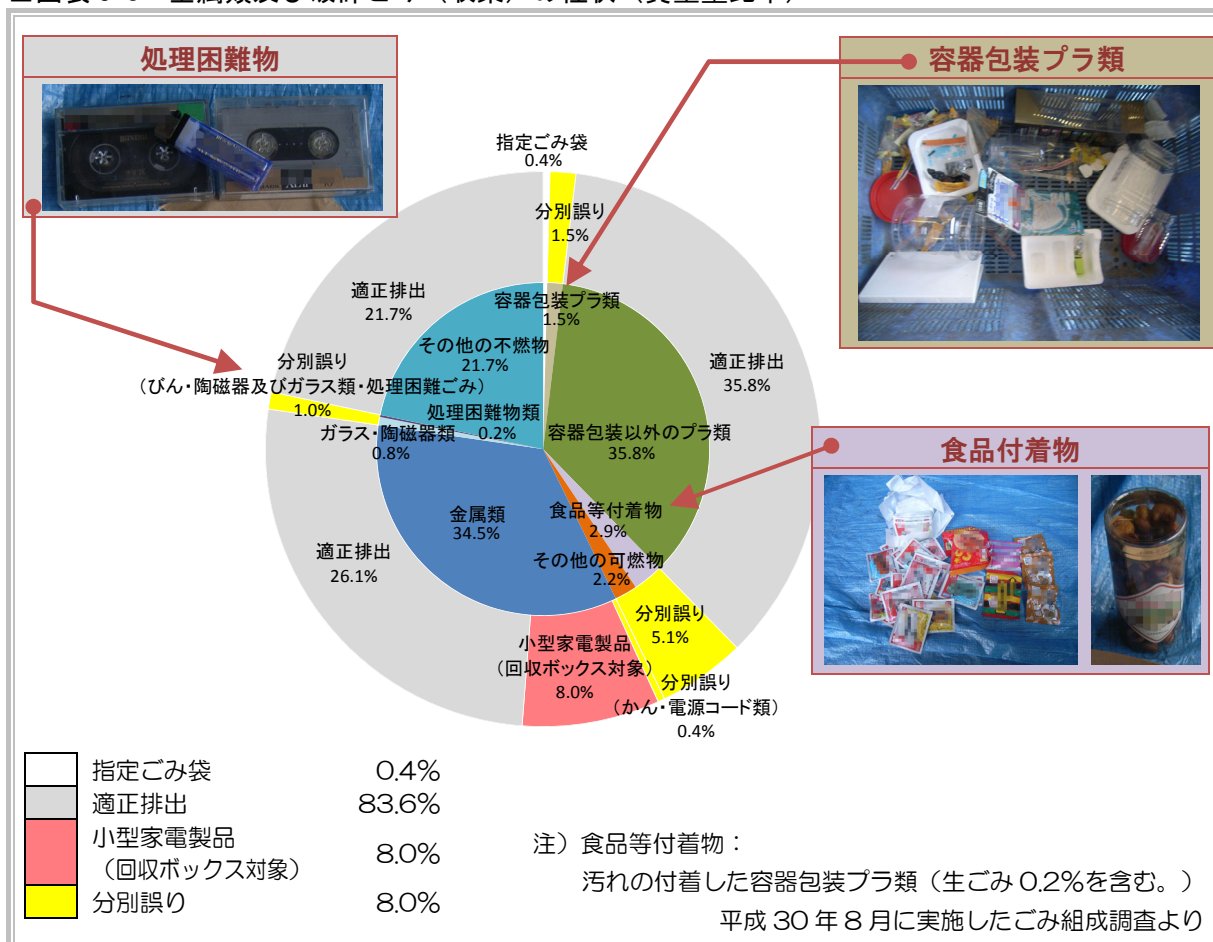
■図表 3-6 焼却ごみ（収集）の性状（質重量比率）



■図表 3-7 プラスチック類（収集）の性状（質重量比率）



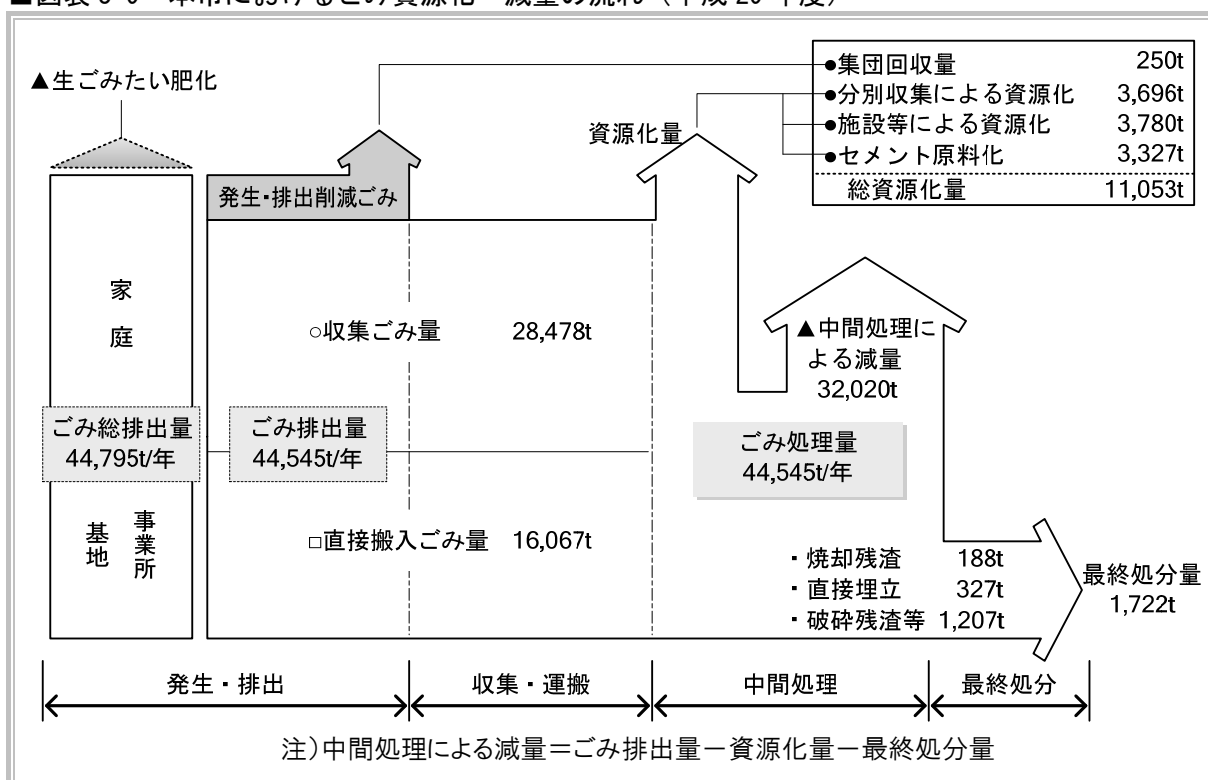
■図表 3-8 金属類及び破砕ごみ（収集）の性状（質重量比率）



4 リサイクル・最終処分

現 状	平成 29 年度における本市のごみ総排出量（基地ごみを含む）は 44,795 トンです。このうち、住民等による集団回収量も含めた資源化量は 7,726 トンで、焼却灰のセメント原料化量（3,327 トン）を含めたリサイクル率は 24.7%です。また、1,722 トンを埋立処分しており、最終処分率は 3.8%です。 本市のリサイクル率を平成 28 年度の山口県平均、全国平均と比較すると、山口県平均は下回るものの、全国平均と比べると高い水準にあります。同様に、最終処分率は山口県平均、全国平均に比べ小さく、高い水準にあります。
課 題	本市のリサイクル率、最終処分率はともに全国平均より高い水準にあるものの、循環型社会の形成のために、市民、事業者によるごみ削減量や資源化量を増やしていくことが必要です。また、容量に限りのある最終処分場を長く使っていくため、埋立物の焼却処理等による最終処分量の削減が必要です。

■図表 3-9 本市におけるごみ資源化・減量の流れ（平成 29 年度）



■図表 3-10 リサイクル率・最終処分率（平成 28 年度）の比較

区分	リサイクル率	最終処分率
本 市	25.5% (24.7%)	4.5% (3.8%)
山口県平均	30.9%	5.0%
全 国 平 均	20.3%	9.7%

- 注) 1. リサイクル率 = 総資源化量 ÷ ごみ総排出量 (山口県及び全国はごみ処理量) × 100
 2. 最終処分率 = 最終処分量 ÷ ごみ総排出量 (山口県及び全国はごみ処理量) × 100
 3. 山口県及び全国のは、環境省ホームページによる。
 4. 本市()内数値は、平成 29 年度の値を示す。

5 ごみ処理処分システム

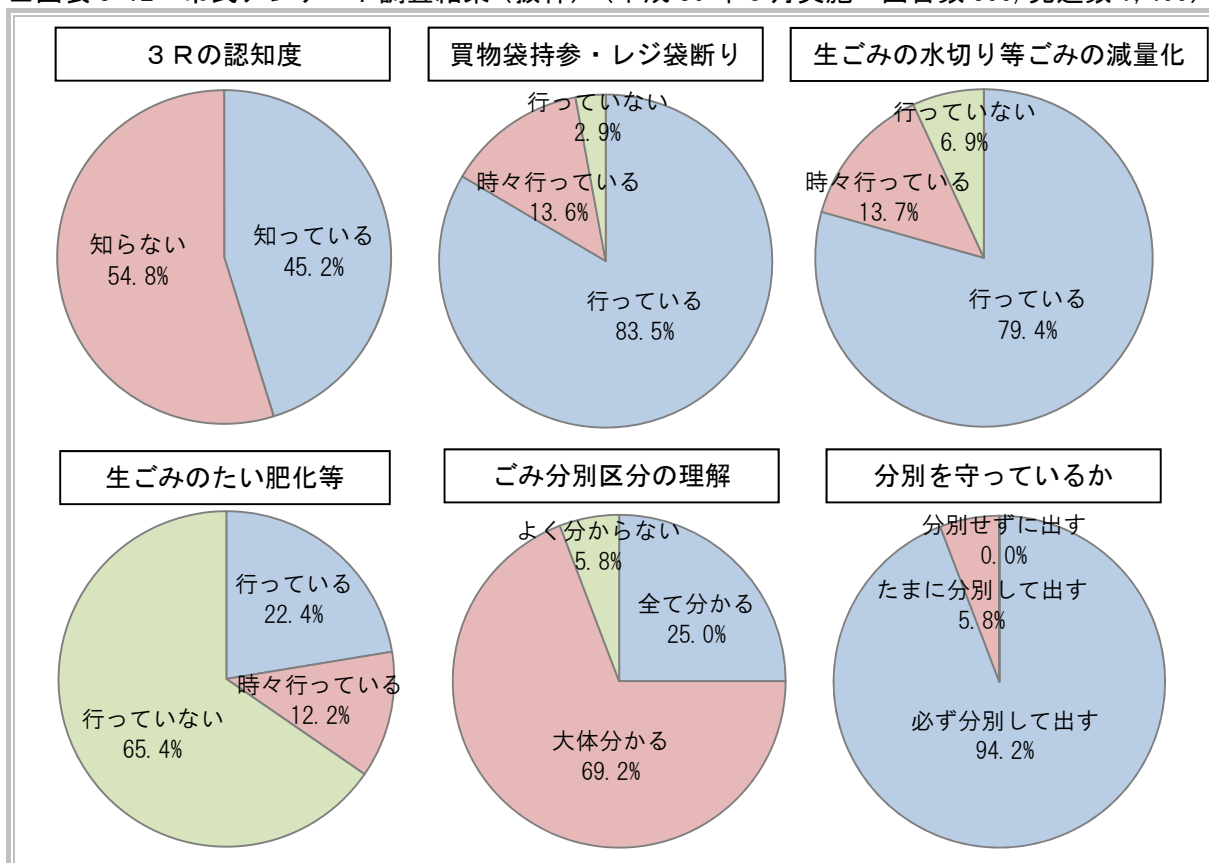
現 状	焼却ごみは、岩国地域、本郷地域、錦地域、美川地域、美和地域においては、第一工場、由宇地域、玖珂地域、周東地域においては、周陽環境整備組合の周陽環境整備センターで焼却処理を行っています。処理後の焼却灰は、セメント原料として再資源化しています。いずれの施設も老朽化が進んでいることから、現在、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）を整備しています。 また、金属類及び破碎ごみやプラスチック類、びん類やかん類、ペットボトルなどは、リサイクルプラザにて、破碎・選別処理あるいは一時保管し、再生利用と減容化等を行っています。処理した後の破碎残渣は、日の出町最終処分場に埋立処分しています。 ごみ処理の効率化を促進するため、本郷地域、錦地域、美川地域、美和地域のごみは、本郷ごみ処理場にて中継運搬を行っています。 なお、古紙類などの資源品は、業者に直接搬入して資源化しています。
課 題	サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）は、2019 年 4 月からの本稼働を目指して整備中であり、供用後は効果的に運用するため、適切な維持管理が必要です。 リサイクルプラザについては供用開始から 20 年目を迎えており、老朽化への対応として、施設の長寿命化あるいは新施設の整備などについて効率的かつ効果的な整備方法を検討・実施していくことが必要です。

■図表 3-11 施設概要

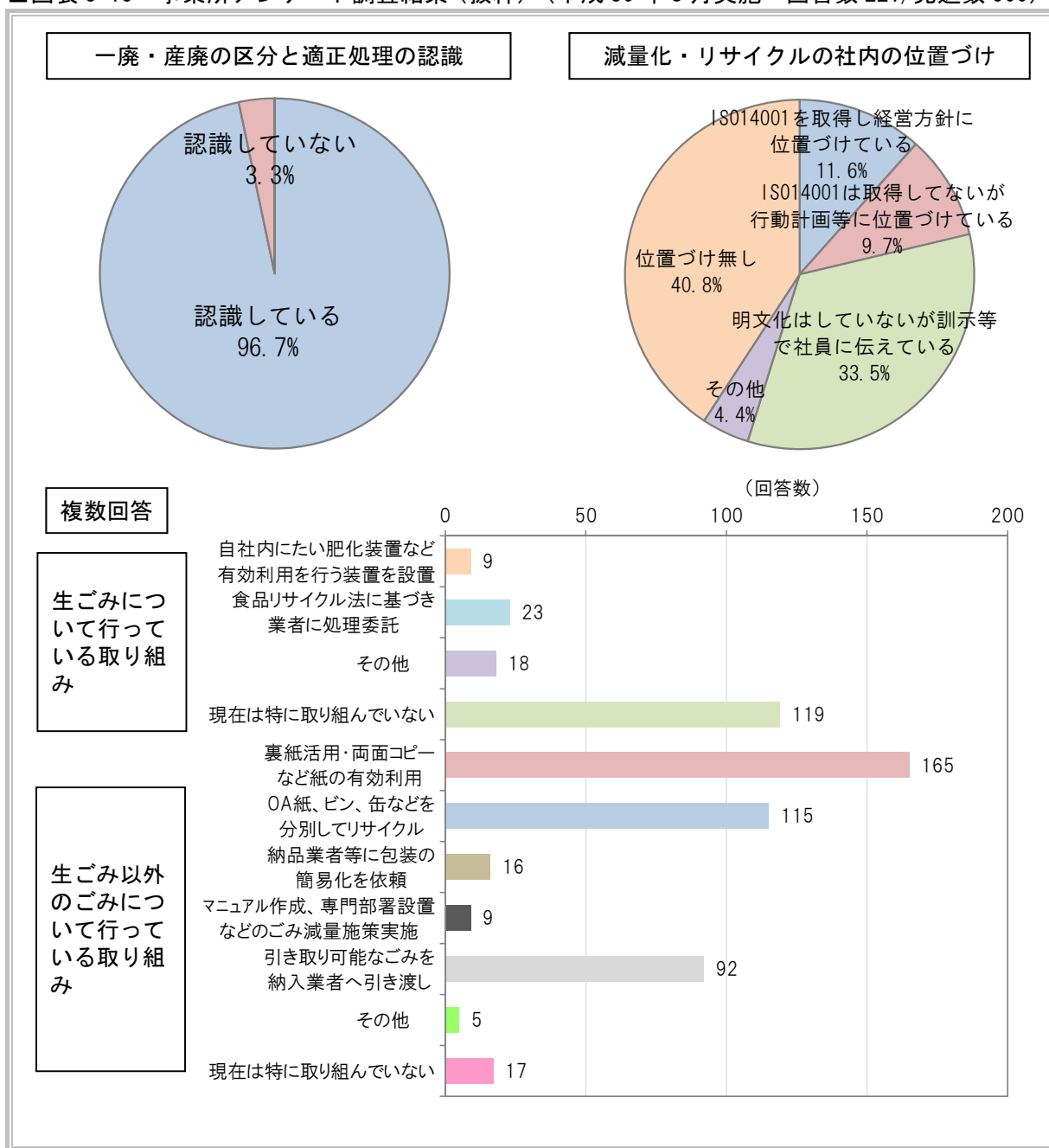
	施設名	処理対象ごみ	対象地域	供用開始年月
焼 却 施 設	岩国市 第一工場	焼却ごみ	岩国地域、本郷地域、錦地域、 美川地域、美和地域	平成 4 年 4 月
	周陽環境整備組合 周陽環境整備センター	焼却ごみ	由宇地域、玖珂地域、周東地域	平成 6 年 4 月
資 源 化 施 設	岩国市 リサイクルプラザ	陶磁器及びガラス類	全地域	平成 11 年 4 月
		プラスチック類		
		金属類及び破碎ごみ		
		びん類		
		かん類		
		処理困難ごみ		
		粗大ごみ		
		ペットボトル		
中 継 施 設	岩国市 本郷ごみ処理場	全分別品目	本郷地域、錦地域、美川地域、 美和地域	昭和 50 年 4 月
最 終 処 分 場	岩国市 日の出町最終処分場	焼却残渣・破碎残渣 陶磁器及びガラス類	全地域	平成 14 年 4 月
	岩国市 周東埋立処分場	陶磁器及びガラス類 (安定物のみ)	周東地域	昭和 59 年 4 月

現 状	① 市民意識（図表3-12） 市民の「3Rの認知度」や「循環型社会の認知度」は40～50％程度です。 ごみ排出削減に関する取り組みについては、「買物袋の持参やレジ袋・過剰包装の断り」や「生ごみ水切り等のごみの減量化」など概ね80％の市民が行っている取り組みがある一方で、「リース・レンタルの活用」、「不要品の譲り合い」、「ばら売り、量り売り商品の選択」、「生ごみのたい肥化等」など、あまり行われていない取り組みもあります。また、10種20分類のごみ分別については、「大体分かる」を含めて95％程度の市民が分別区分を理解しており、分別をせずにごみを出しているとの回答はありませんでした。 ② 事業者意識（図表3-13） 事業者については、一般廃棄物と産業廃棄物の区分を認識していない事業所が3％程度ありました。また、減量やリサイクルを経営方針に位置づけていない事業所が40％程度ありました。ごみ減量や有効利用の取り組みは、生ごみについて取り組んでいないとする事業所が70％程度（166事業所の回答のうち）であったのに対し、古紙類等については、75％以上（215事業所の回答のうち）の事業所が取り組んでいる状況にありました。
課 題	市民に対しては、3Rや循環型社会についての認知度向上を図るとともに、より一層ごみ排出削減の取り組みの実践を推進していく必要があります。また、事業者に対しては、適正処理の意識向上や事業系ごみの排出削減、リサイクル推進のために啓発や支援等が必要です。

■図表 3-12 市民アンケート調査結果（抜粋）（平成30年8月実施 回答数599/発送数1,400）



■図表 3-13 事業所アンケート調査結果（抜粋）（平成 30 年 8 月実施 回答数 221/発送数 500）



7 ごみ処理経費

現状	本市のごみ処理経費は減少傾向にあり、平成 29 年度では約 24 億 1 千万円です。平成 29 年度の 1 人あたり処理原価は 17,577 円、1 トンあたり処理原価は 32,253 円となっており、どちらも概ね横ばいで推移しています。
課題	ごみ処理経費には最低限必要なものがあるため、ごみ量を減らしたとしても必ずしもその割合だけ処理経費は小さくなりませんが、処理を効率化することで削減することは可能です。 そのため、現在の処理システムを効率的なものとする必要があります。

第 2 節

基本理念

本市では、廃棄物処理の視点からの循環型社会形成を目指して、平成 21 年に策定した「岩国市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「市民・事業者・行政が協働・共創して廃棄物や生活排水問題に取り組むことで地域の環境を守り、もって地球環境保全に寄与する」という理念の下、様々な施策の展開や、市民・事業者の取り組みの実践等、様々な努力を重ねてきました。今回、平成 26 年に実施した中間見直しから 5 年が経過したことから、改定を行い、更なる施策の推進を図ります。

これを受け、本計画におけるごみ処理の基本理念は次に示す通りとします。

目標とする姿

豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち ～持続可能な循環型社会の形成～

基本理念

① 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

ごみを作らない、ごみを出さない、やむを得ず出たごみはできるだけ再利用するまちづくりを目指し、発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再生利用（リサイクル）を推進します。

② 市民・事業者・行政の協働・共創による取り組みの推進

地球環境にやさしい社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働し、また、共に創造して循環型社会づくりに取り組みます。

③ 地球環境保全の推進

地域環境に留まらない、地球環境保全を達成できる処理システムを構築し、温室効果ガスの排出削減を推進します。

第 3 節

基本方針

本市におけるごみ処理の基本方針は、次に示す通りとします。

① ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進

- 市民・事業者のごみ発生・排出削減やリサイクルへの取り組みを進めます。
- 市民・事業者のごみ発生・排出削減に関する意識の向上を図るとともに、具体的な取り組みを実践するよう、協力を求めます。
- 市民・事業者のリサイクルに関する意識の向上を図るとともに、分別収集や資源回収等、具体的な取り組みを実践するよう、協力を求めます。

② ごみの適正処理の推進

- 安定したごみ処理及びごみの有効利用を促進し、環境保全と経済性を両立した取り組みを進めます。
- 災害廃棄物を迅速かつ適正に処理する体制を構築します。

③ 環境美化の推進

- 市民や事業者に対する環境美化活動を推進します。
- 地域の環境美化を推進します。

第 4 節

数値目標

本計画におけるごみ処理に関する目標値として、発生・排出削減目標、リサイクル目標、最終処分目標、市民意識の向上に関する目標、地球環境保全に関する目標を設定します。

1 ごみ処理の実績と既定計画の目標値との比較

既定計画では、ごみ排出量について、収集ごみ（家庭系）は、平成 24 年度 1 人 1 日平均排出量実績値（600.2 グラム）に対し平成 30 年度において約 35 グラム削減（565.0 グラム）、直接搬入ごみ（事業系ごみ）は、平成 24 年度 1 日平均排出量実績値（44.19 トン）に対し約 3 トン削減（41.12 トン）するものとしています。

一方、平成 29 年度において、ごみ排出量の実績は収集ごみ 1 人 1 日平均排出量 569.3 グラム、直接搬入ごみ 1 日平均排出量 44.01 トンであり、ともに平成 24 年度実績からの減少は見られるものの、目標値を達成出来ていない状況にあります。

■図表 3-14 既定計画におけるごみ発生・排出削減目標と実績値

	実績		既定計画目標
	平成 24 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
行政区域内人口（人）	144,864	137,044	137,428
収集ごみ 1 人 1 日平均排出量（g/人・日）	600.2	569.3	565.0
直接搬入ごみ 1 日平均排出量（t/日）	44.19	44.01	41.12
ごみ総排出量（収集＋直接搬入＋集団回収） 1 人 1 日平均排出量（g/人・日）	911.1	895.5	870.8

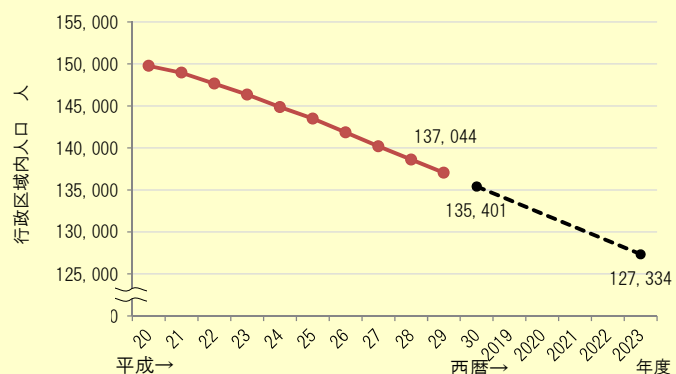
2 ごみ発生総量の将来見込み(単純推計)

これまでの排出量の実績をもとに将来見込みを行った場合（以下「単純推計」という。）は、現状レベルの排出量で推移するものと予測されます。

◆行政区域内人口の将来見込みについて

本市の行政区域内人口は減少傾向が継続しており、平成 29 年度は 137,044 人でした。

将来の行政区域内人口も減少すると見込んでいます。



3 数値目標

既定計画では、基地ごみを含めた量を前提として目標値を設定していましたが、平成 29 年 12 月から愛宕ヒルズへの入居が始まったことにより、基地ごみは急増しており、今後も更なる増加が見込まれます。本計画では、市民・事業者に対する目標を示すため、発生・排出削減目標については基地ごみを除いた目標値を示します。

(1) 発生・排出削減目標

本計画におけるごみ発生・排出削減目標は、焼却ごみを対象にするものとし、平成 29 年度に 840 グラムであった 1 人 1 日平均ごみ総排出量を、2023 年度において 32 グラム減の **808 グラム**にすることとします。

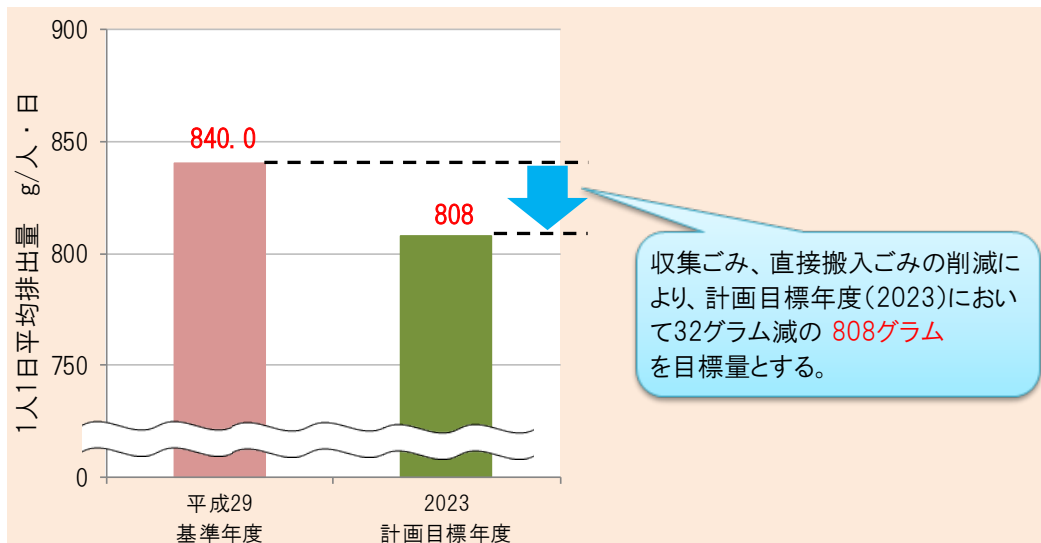
なお、発生・排出削減目標は、収集ごみ、直接搬入ごみそれぞれについても設定します。収集ごみ、直接搬入ごみそれぞれの対象品目や削減目標は次に示す通りです。

	収集ごみの対象品目と削減量等	直接搬入ごみの対象品目と削減量等
対 象 品 目	焼却ごみには『もったいない』という意識を持って生活することや分別徹底により、削減や再資源化が可能なものが含まれていることから、これらを対象としました。	直接搬入ごみは事業系ごみが大部分を占めています。特に許可業者搬入ごみは、多量に排出する事業者のごみも含まれており、OA 紙やちゅう芥類、古紙類などが排出されていることから、これらを対象としました。
	発生・排出削減 （焼却ごみに含まれている削減可能な品目のうち次の品目を対象）	
	『手付かず食品』 ムダなものを買わない、食事はちょうどよい量を作るなどを心がけることで削減 『調理くず』 エコクッキング及び生ごみ処理機器等で処理するなど削減	『OA紙』 本市が推進する機密文書のリサイクルに取り組むことなどで削減 『ちゅう芥類』 たい肥化したり売れ残りが出ないように仕入を行うことなどで削減
	再資源化 （焼却ごみに含まれている資源品として位置づけられている次の品目を対象）	
削 減 目 標	『紙パック』 『段ボール』 『雑誌』 『新聞・広告』 『雑がみ』 『容器包装紙類』 資源品として分別するか、地域の資源回収、あるいは量販店等の拠点回収に出すことで再資源化 『容器包装プラスチック類』 分別徹底することで再資源化	『古紙類』 『容器包装プラスチック類』 段ボール等の古紙類及び容器包装プラスチック類は、分別することで再資源化
	平成 29 年度に 569.3 グラムであった収集ごみの 1 人 1 日平均排出量を 2023 年度において 33 グラム減の 536 グラム にすることとします。	平成 29 年度に 36.39 トンであった直接搬入ごみの 1 日平均排出量を 2023 年度において約 2.5 トン減の 33.95 トン にすることとします。

※分別徹底による資源品の増加に関しては、ごみ排出量は変化しないため、ごみ発生・排出削減目標値への影響はありませんが、リサイクル率アップには寄与します。

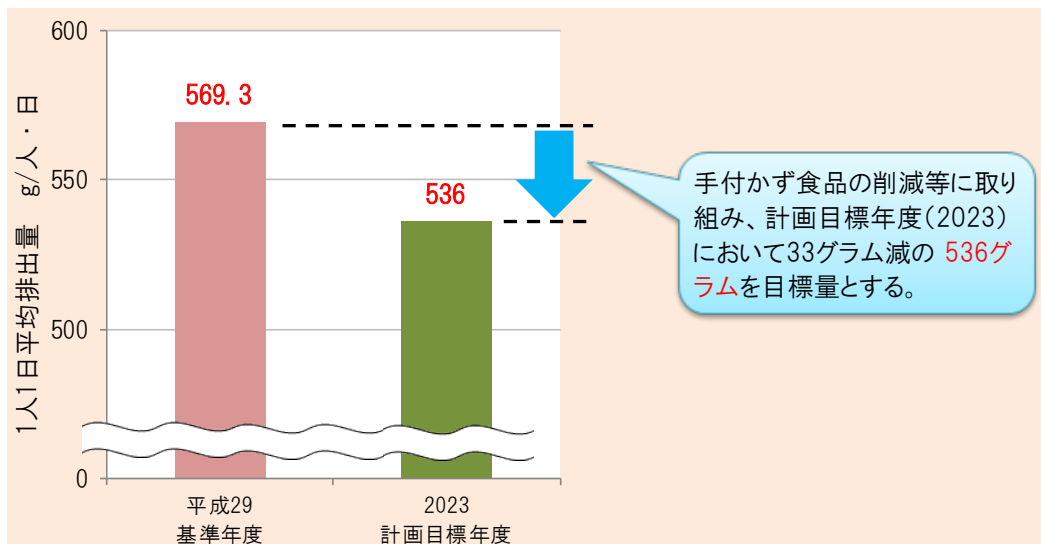
■図表 3-15 ごみ発生・排出削減目標

◆ごみ総排出量（収集ごみ＋直接搬入ごみ＋集団回収）の発生・排出削減目標値

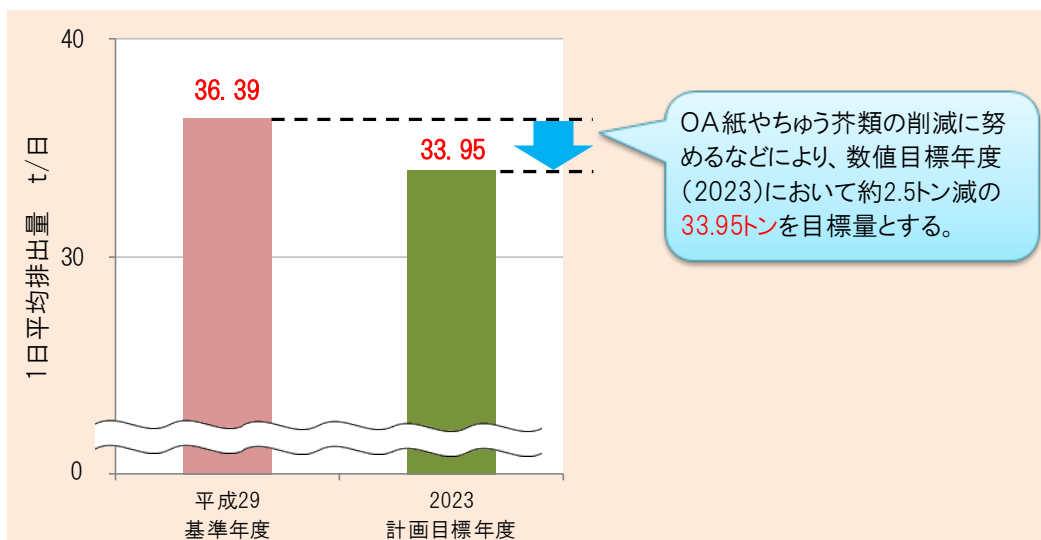


■図表 3-16 収集ごみ・直接搬入ごみの発生・排出削減目標

◆収集ごみの発生・排出削減目標値



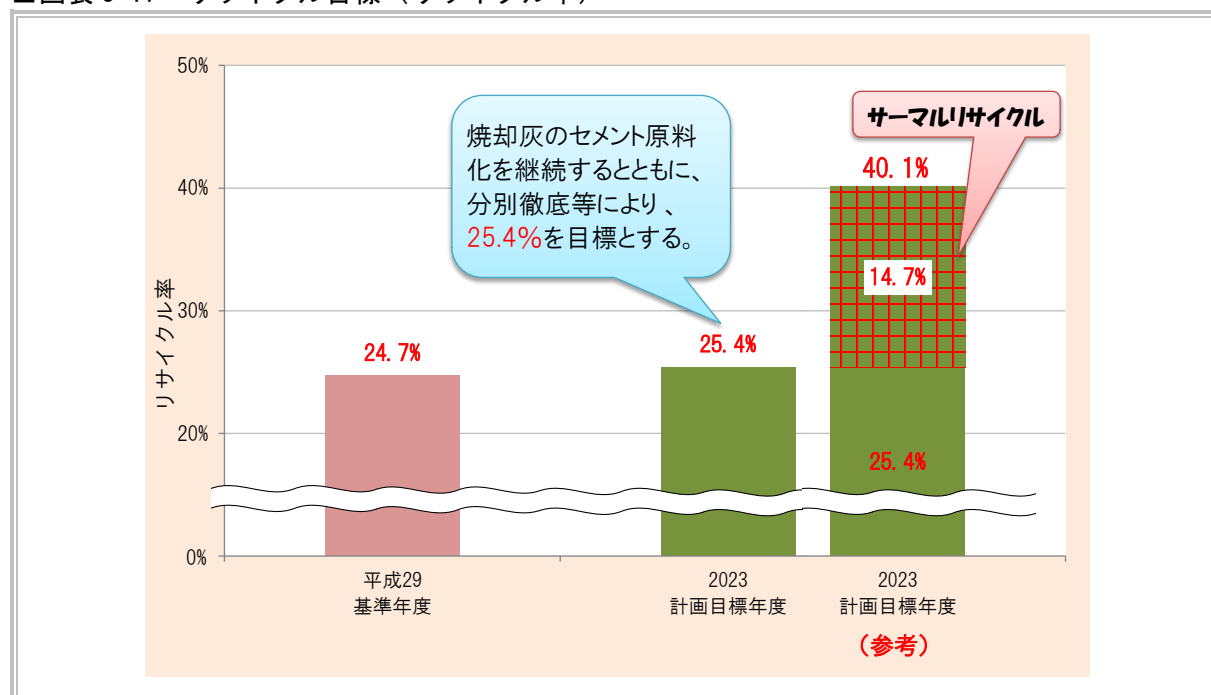
◆直接搬入ごみの発生・排出削減目標値



(2) リサイクル目標

リサイクル目標は、計画目標年度である 2023 年度においてリサイクル率を **25.4%**に向上させることとします。

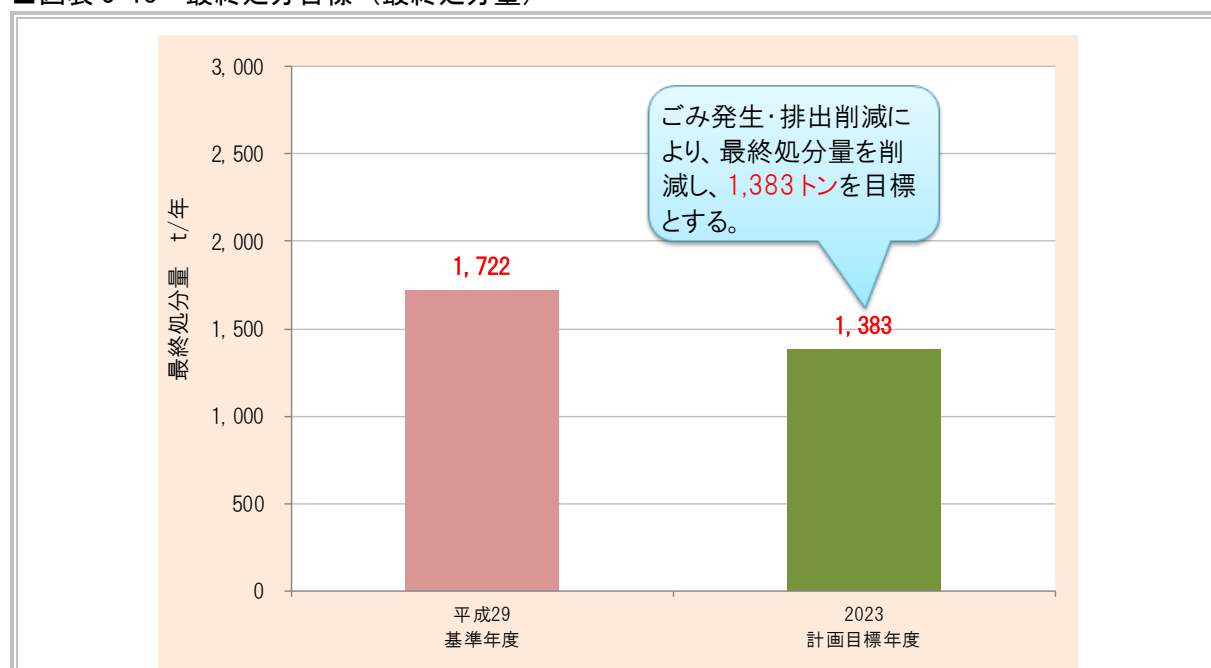
■図表 3-17 リサイクル目標（リサイクル率）



(3) 最終処分目標

最終処分目標は、計画目標年度である 2023 年度において最終処分量を **1,383** トンにすることとします。

■図表 3-18 最終処分目標（最終処分量）

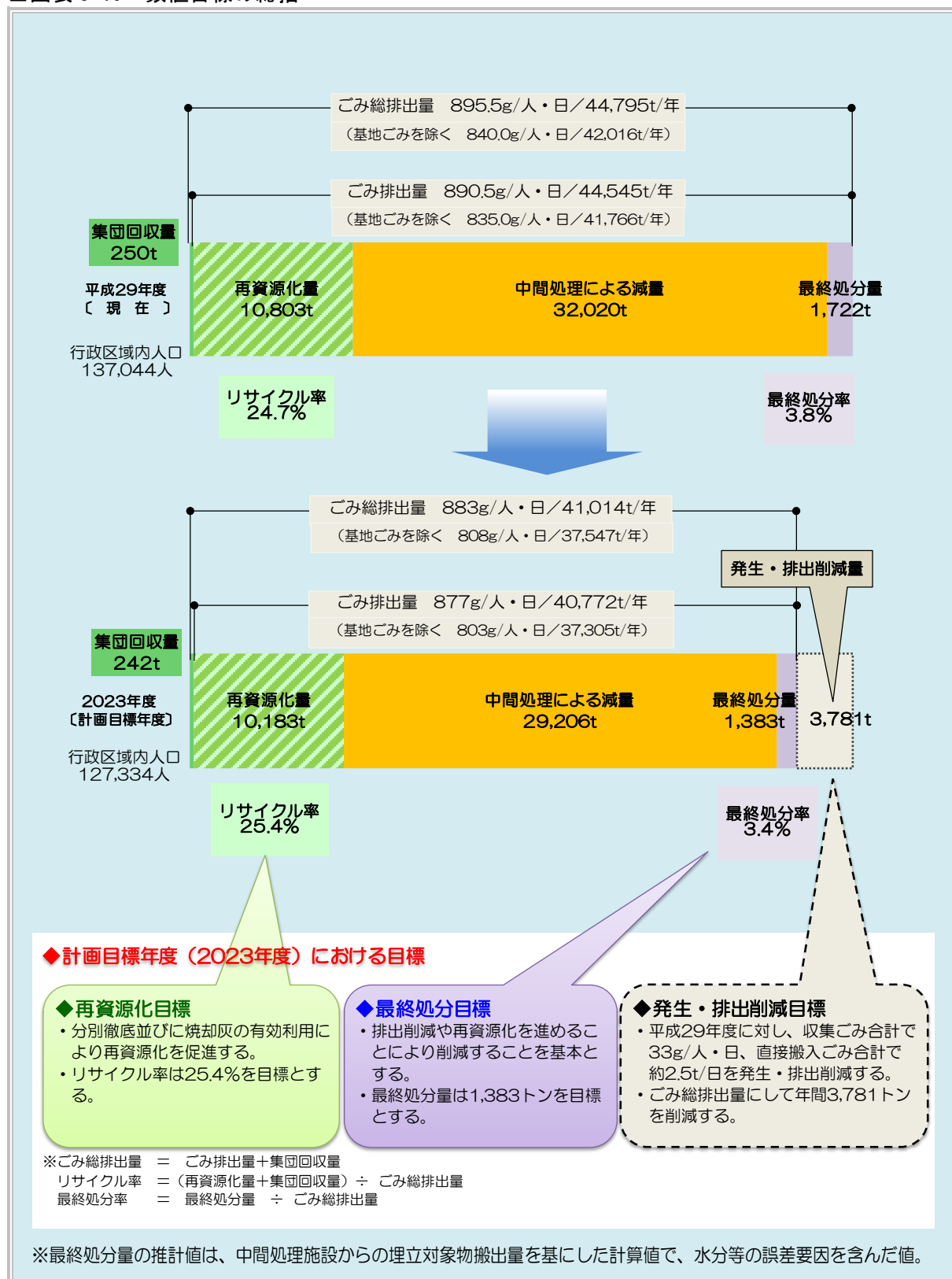


※1 推計値は、中間処理施設からの埋立対象物搬出量を基にした計算値で、水分等の誤差要因を含んだ値。

※2 サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）において、現在埋立対象となっているリサイクルプラザでの不燃物残渣を焼却することとしているため、平成 30 年度から 2023 年度にかけて最終処分量は減少する見込み。

(4) 数値目標の総括

■図表 3-19 数値目標の総括



サーマルリサイクルとは

ごみを燃やした際に発生する熱をエネルギーとして利用することです。具体的には、回収した熱を冷暖房や温水プールの熱源としたり、蒸気のかたちで回収し、発電に利用することです。

4 市民意識・事業者意識の向上に関する目標

循環型社会は、市民・事業者のごみ発生・排出削減やリサイクル等の取り組みにより実現することができます。そのためには市民・事業者の意識向上や取り組みの実践が不可欠です。

平成30年8月に行ったアンケート調査結果では、既定計画策定時と比べて値を下げた項目が大半を占めていますが、ごみの分別に関しては、市民意識の向上が見られます。

本計画は、15ヵ年計画の仕上げとなる後期5ヵ年における計画であることから、市民・事業者の意識の向上等に関する目標値は既定計画を継承することとします。

■図表 3-20(1) 市民意識の向上に関する目標

項 目	選択肢	平成25 調査結果	既定計画 目標値	平成30 調査結果	本計画 目標値
① 「3R（スリーアール）」という言葉の認知度	知っている	43.0%	100%	45.2%	100%
② 循環型社会の認知度	知っている	39.0%	100%	37.8%	100%
③ 発生抑制(リデュース)に関する取組状況					
ア. 長く使える商品を選んで購入している。	選んで購入している	57.3%	80%	55.7%	80%
イ. 物を大切に使い、長期の使用に努めている。	努めている	97.2%	95%	94.6%	95%
ウ. 故障したとき、できるだけ修理して使っている。	修理して使っている	85.3%	90%	77.5%	90%
エ. 買い物の時、買い物袋を持参し、レジ袋や過剰な包装を断るようになっている。	行っている	88.7%	95%	83.5%	95%
オ. 買い物の時、ばら売り商品や量り売り商品を選ぶようになっている。	選んでいる	25.3%	50%	21.8%	50%
カ. 一時的に必要なものは、リース・レンタルや共同利用などを行っている。	している	19.9%	30%	11.6%	30%
キ. 買いすぎ、作りすぎをせず、生ごみを少なくするなどの料理方法（エコクッキング）を心がけている。	心がけている	83.1%	95%	82.6%	95%
ク. 生ごみの水切りなど、ごみの減量化を行っている。	行っている	81.7%	95%	79.4%	95%
ケ. 詰め替え可能な商品を選んで購入している。	選んで購入している	75.4%	80%	73.9%	80%
④ 再使用(リユース)に関する取組状況					
ア. リターナブルびん（ビールびん、牛乳びん等）など、再使用可能な商品を選んでいる。	選んでいる	22.3%	50%	21.6%	50%
イ. 知人や友人と不要品を譲りあっている。	譲りあっている	18.5%	30%	16.2%	30%
ウ. 不要品は、リサイクルショップやフリーマーケット等に持ち込んでいる。	持ち込んでいる	17.5%	30%	16.5%	30%
⑤ 再生利用(リサイクル)に関する取組状況					
ア. 再生資源を利用した商品など環境にやさしい商品を購入している。	購入している	33.1%	50%	26.9%	50%
イ. 生ごみをたい肥化するなど、自家処理を行っている。	行っている	23.3%	50%	22.4%	50%
⑥ その他の取組状況					
ア. リサイクルや環境美化活動など、地域の環境活動に参加している。	参加している	21.2%	30%	18.0%	30%
イ. 地域の学習会や講習会等に参加している。	参加している	5.9%	30%	6.5%	30%
⑦ 適正処理に関する取組状況					
ア. ごみの分け方はすべて分かる。 （だいたい分かる）	すべて分かる （だいたい分かる）	22.8% (70.7%)	100%	25.0% (69.2%)	100%
イ. ごみは10種20分別に分けて出している。	必ず分別して出している	91.1%	100%	94.2%	100%

■図表 3-20(2) 事業者意識の向上に関する目標

項 目	選択肢	平成25 調査結果	既定計画 目標値	平成30 調査結果	本計画 目標値
① 経営方針におけるごみ減量化・リサイクルの位置づけ					
ア. ISO14001を取得し、ごみ減量化・リサイクルを経営方針に位置付けている。	位置付けている	11.0%	30%	11.6%	30%
イ. ISO14001は取得していないが、環境憲章・行動計画の中に位置付けている。	位置付けている	13.3%	30%	9.7%	30%
② OA紙、新聞紙、ちゅう芥類（生ごみ）などのごみの減量対策の実施	実施している	61.5%	80%	57.2%	80%
③ 事業所でのごみ減量への取組					
ア. 使用済の裏紙の活用や、両面コピーをするなど紙を有効利用している。	有効利用している	83.1%	100%	76.7%	100%
イ. OA紙、ビン、缶などの分別により、リサイクルを行っている。	リサイクルを行っている	65.0%	80%	53.5%	80%
ウ. 納品業者等に包装の簡易化を依頼している。	依頼している	16.9%	30%	7.4%	30%
エ. ごみ減量のための施策（マニュアル作成、専門部署の設置など）を実施している。	実施している	8.6%	30%	4.2%	30%
オ. 引き取りが可能なごみは、納入業者等に引き渡している。	引き渡している	53.4%	80%	42.8%	80%
カ. 自社内にたい肥化装置を設置している。	設置している	6.5%	30%	5.4%	30%
④ ごみ処理費用の把握	把握している	83.7%	90%	80.2%	90%

※ 平成25年8月、平成30年8月に
実施した「アンケート調査」結果より

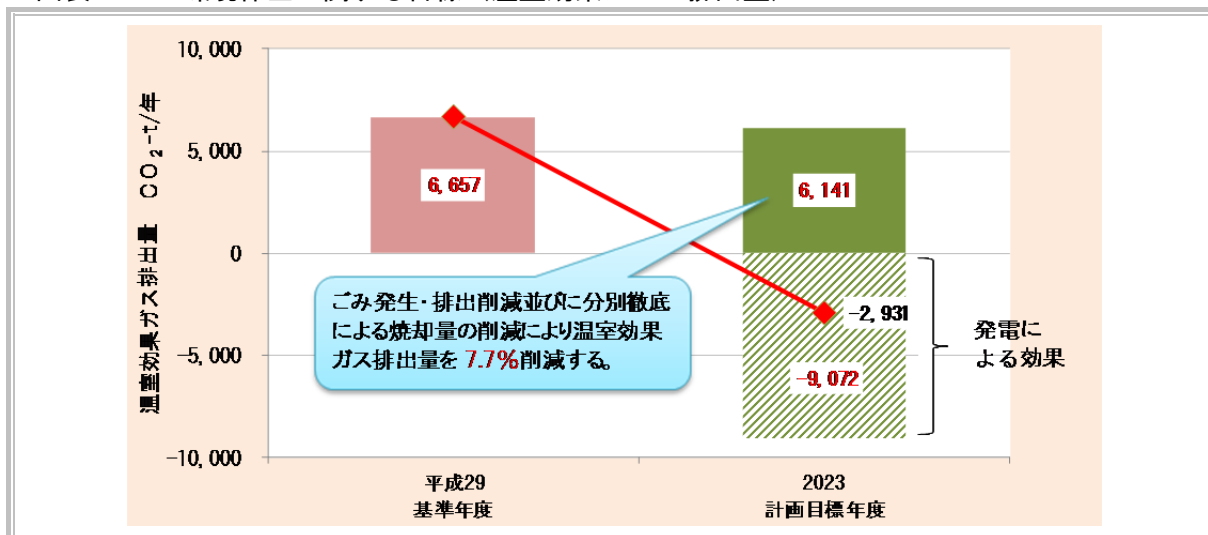
平成25調査より向上したもの：
平成25調査より低下したもの： 赤字

5 環境保全に関する目標

環境保全に関する目標は、2023年度において焼却に伴う温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量を7.7%削減し、6,141トンにすることとします。

市民・事業者のごみ発生・排出削減の協力を得て、焼却対象ごみの削減を図ることで、平成29年度の温室効果ガス排出量に対し、計画目標年度である2023年度は500トン程度の削減を見込みます。

■図表 3-21 環境保全に関する目標（温室効果ガスの排出量）



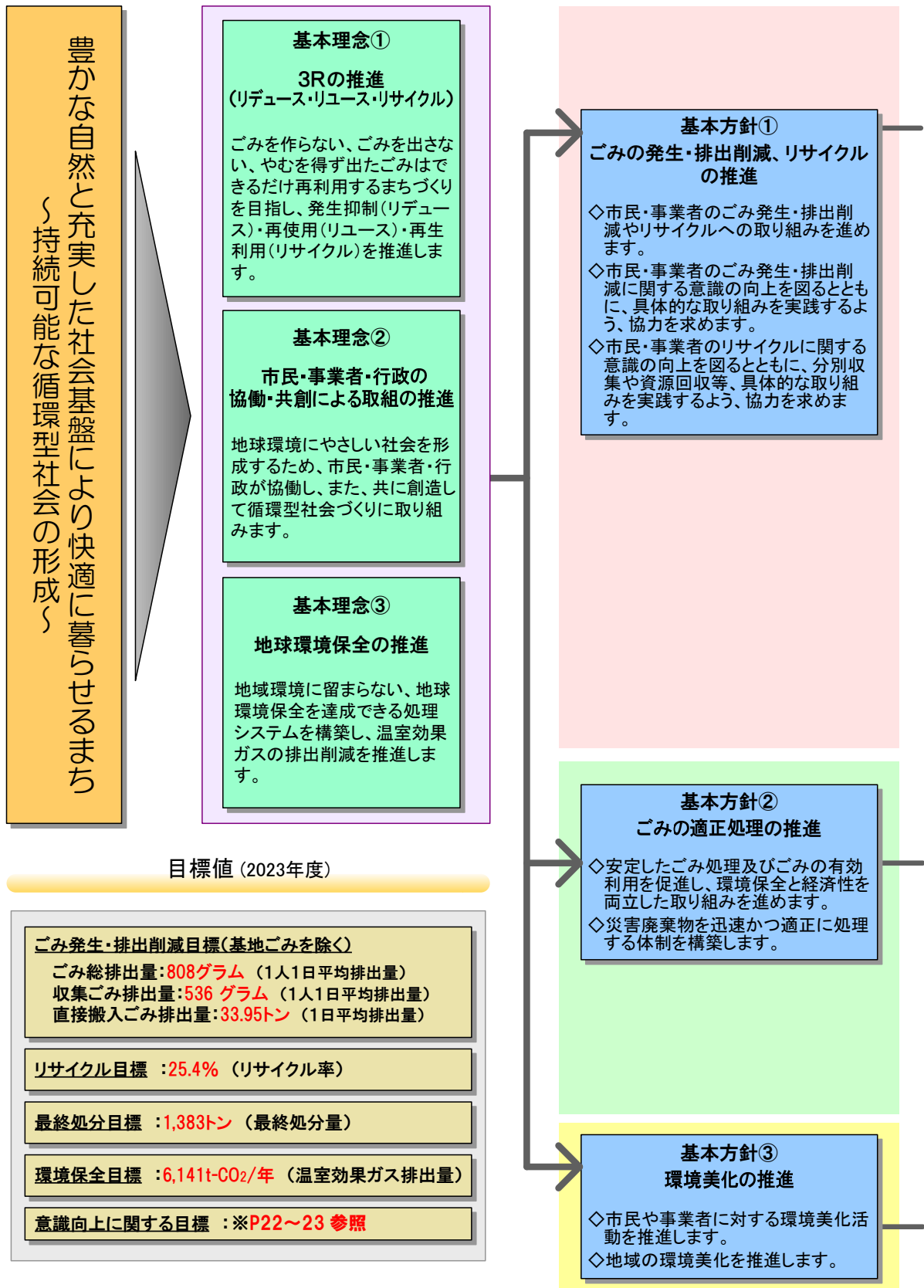
第 5 節

計画の体系

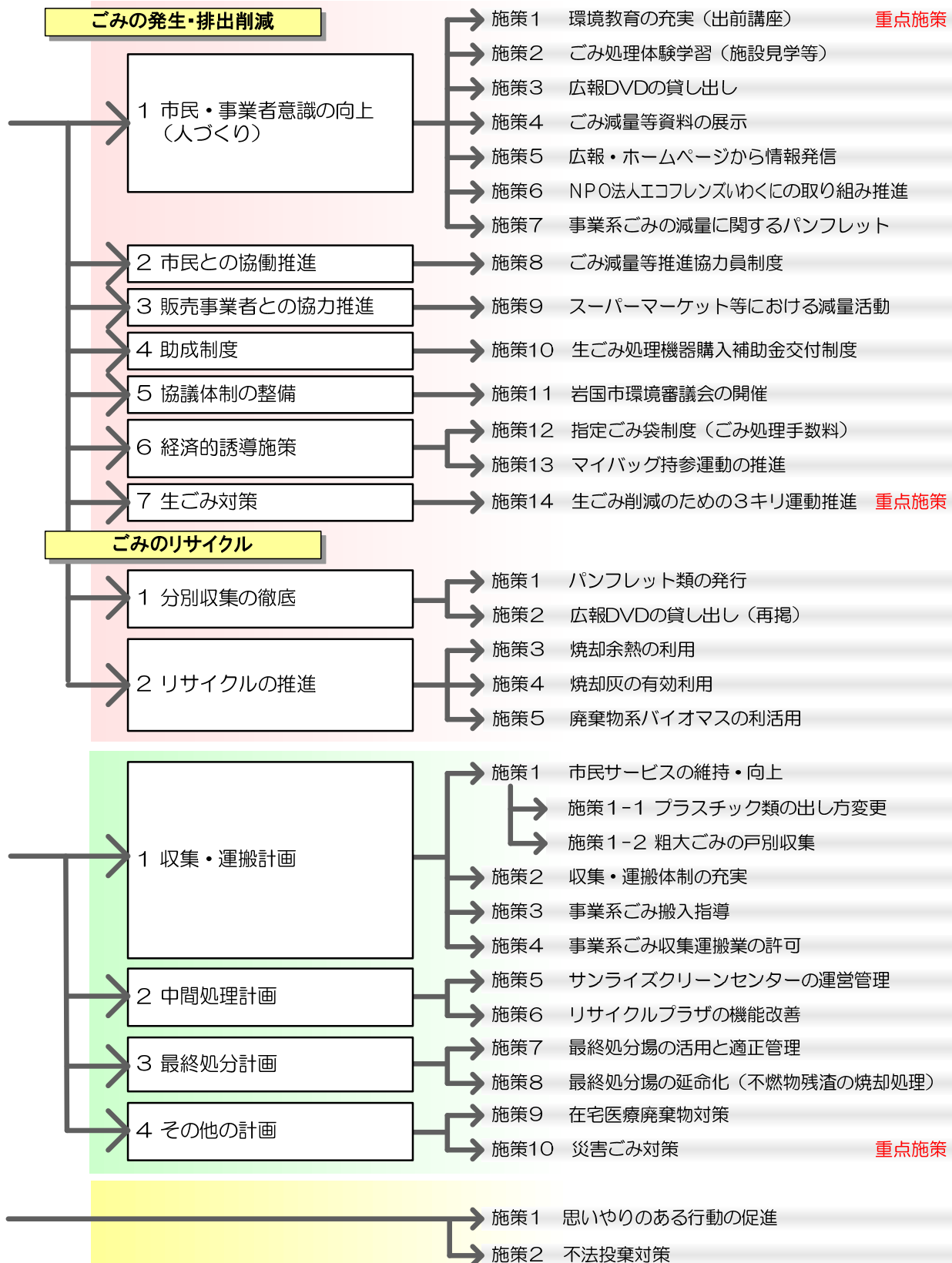
目標とする姿

基本理念

基本方針



具体的な取り組み・施策



第 6 節

ごみの発生・排出削減、リサイクルの推進 (基本方針1に関する施策)

施策名	施策の概要
ごみの発生・排出削減計画	
①環境教育の充実 (出前講座) 【重点施策】	広報いわくに、本市ホームページなどで積極的にPRし、学校や自治会などに案内することで、出前講座・イカルスへの申し込み数と参加者を増やし、市民への環境教育の充実を図ります。また、積極的に出前講座を実施している他団体との連携を図り、講座メニューの充実や講師のスキルアップを図ります。
②ごみ処理体験学習 (施設見学等)	施設見学を通じて、ごみの減量・分別排出の意義についての認知度向上を図ります。また、見学者から高い評価を受けている施設見学、職場体験の効果を、出前講座等の環境学習施策へ反映できるよう検討します。
③広報DVDの貸し出し	広報いわくになどで積極的にPRし、出前講座や施設見学実施の案内文に広報DVD貸し出しについても記載することで貸し出しの利用件数を増やします。また、本市ホームページからも視聴が可能であることをPRします。
④ごみ減量等資料の展示	イベントでの資料展示を行うとともに、展示する内容の見直しを図ります。また、より多くの市民に展示資料を見てもらうため、岩国環境フェスタ以外のイベントにおいても資料の展示を行います。
⑤広報・ホームページから情報発信	広報いわくにや本市ホームページでの情報発信を継続するとともに、掲載内容の見直しや充実を図ります。また、内容が分かりやすい見出しにするなど、アクセスしやすい構成に見直します。
⑥NPO 法人エコフレンズいわくにの取り組み推進	エコフレンズいわくにへの支援を行い、市民のごみ減量・リサイクル、環境問題に関する啓発と取り組みの実践を推進していきます。 玖北・玖西地域の市民の利用を推進するための方法を検討します。
⑦事業系ごみの減量に関するパンフレット	事業者向けアンケートによりパンフレット配布の効果について検証し、内容の充実・見直しを行います。また、大規模事業者に提出を義務付けている「廃棄物の減量等に関する計画書」により排出実績を確認し、排出量の多い事業者には担当者が直接訪問して目標の達成に向けた取り組みへの協力を依頼します。
⑧ごみ減量等推進協力員制度	協力員を中心として地域一体となったごみ減量等の取り組みを継続します。また、協力員との意見交換によって問題点の抽出や整理を行うとともに、協力員を対象にしたごみ処理施設見学会の実施により協力員の育成を行います。 また、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の本稼働に伴う分別ルールの見直しにあわせて、協力員向けマニュアルも見直します。
⑨スーパーマーケット等における減量活動	今後も販売店の協力のもと、ごみの減量等を推進していきます。また、協力店舗が増えるよう新たな店舗への協力依頼を行います。
⑩生ごみ処理機器購入補助金交付制度	購入補助金交付制度の市民への広報活動を積極的に行い、制度の利用者数増加と生ごみ処理機器の普及を図っていきます。また、処理機器購入後5年以上経過した時に再度補助対象となる場合があることについてもPRします。 さらに、生ごみ処理機器の効率的な活用方法や効果について、本市ホームページや広報いわくに等で紹介します。
⑪岩国市環境審議会の開催	本市が行うごみの減量やその他一般廃棄物等に関する施策・取り組みなどについて、環境審議会を通じて市民の意見を募ります。傍聴者数や開催結果の閲覧者数を増加させる方法を検討します。
⑫指定ごみ袋制度 (ごみ処理手数料)	今後も指定ごみ袋制度を継続し、ごみ処理に対する意識の向上やごみ減量、リサイクルを推進します。また、ごみ処理手数料に関する調査等を継続し、制度のあり方について検討していきます。処理施設への搬入手数料の設定に関しても、調査・検討します。

施策名	施策の概要
⑬マイバッグ持参運動の推進	広報いわくにや本市ホームページ等で、マイバッグ持参について啓発するとともに、販売店におけるマイバッグ持参運動の実施を支援します。また、環境イベント等でマイバッグ持参の啓発とマイバッグの配布を行います。 さらに、レジ袋有料化未実施店舗には、国の施策の動向について周知・徹底を図ります。
⑭生ごみ削減のための3キリ運動推進 【重点施策】	既定計画では、焼却余熱の有効利用のため、生ごみの水切りについて啓発を行ってきましたが、本計画では、食品ロス削減の取り組みとして、食材の使いきり、料理の食べきりを加え、「3キリ運動」を推進します。
ごみのリサイクル計画	
①パンフレット類の発行	今後もごみ収集カレンダーの作成・配布を継続し、内容についても随時見直しを行います。また、ごみ収集カレンダーとは別に分別方法をまとめた冊子を作成することを検討します。
②広報DVDの貸し出し（再掲）	ごみの発生・排出削減計画の施策③の内容と同様
③焼却余熱の利用	余熱を最大限有効に利用できるよう、分別についての啓発を行うとともに、市民の意識向上を図るために本市ホームページなどでサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の施設概要や発電等の余熱利用をPRします。
④焼却灰の有効利用	焼却施設から発生する焼却灰はセメント原料として有効利用されていることを本市ホームページなどでPRします。今後も、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）において引き続き焼却灰をセメント原料として有効利用します。
⑤廃棄物系バイオマスの利活用	サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）では、焼却ごみを燃料とした発電を行うことで、バイオマスの利活用を行います。継続的なバイオマス発電が行えるよう、分別についての啓発を行うとともに、本市ホームページなどで施設の概要や発電等の余熱利用をPRします。

第 7 節

ごみの適正処理の推進（基本方針2に関する施策）

施策名	施策の概要
①市民サービスの維持・向上	1-1 プラスチック類の出し方変更 リサイクルに供するプラスチック類の品質向上と水環境の保全や今後の高齢化の進行を考慮した住民サービスの向上のために、汚れが落ちにくいプラスチック類に限り『焼却ごみ』にも出せるようにします。 1-2 粗大ごみの戸別収集 粗大ごみの戸別収集を継続し、市民サービスの維持に努め、関係部署との調整を行います。また、介護者が要介護者に代わってごみ出しを行うケースもあるため、介護者あるいは団体等への分別や排出方法の周知も行います。
②収集・運搬体制の充実	焼却ごみは、2019年4月からサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）において集約処理します。玖北地域で排出された焼却ごみの収集・運搬は、これまで通り中継方式とします。また、その他の地域は現体制と同様の収集・運搬とするため、市民サービスが低下しないよう、委託業者による収集・運搬体制の充実を図るものとします。ペットボトルの定期収集については、国が方針検討を進めている「プラスチック資源循環戦略」の動向を踏まえ、定期収集体制の構築・運用について検討します。
③事業系ごみ搬入指導	事業者向けパンフレットの見直しを検討するとともに、排出量の多い事業者には担当者が直接訪問して目標の達成に向けた取り組みへの協力を依頼します。また、事業系ごみ有料指定袋の導入について調査・検討を行います。

施策名	施策の概要
④事業系ごみ収集運搬業の許可	事業系ごみ収集運搬業については、再資源化等を目的とする場合や本市で処分することが困難なごみを限定的に収集・運搬する場合を除き、新たな許可は行いません。なお、事業系ごみについては、将来的な発生・排出削減目標を設定し、ごみ排出量自体の削減を行います。
⑤サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）の運営管理	サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）は民間による運営を行います。本市は、運営において熱エネルギーの有効活用や公害防止などの民間ノウハウ（技能や経験）が惜しみなく生かされるよう、管理（モニタリング）を行います。サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）には、焼却余熱を利用した温水利用型健康運動施設や多目的広場を併設し、「ふれあい・交流」を目的とした市民の皆様の憩いの場として利用します。また、多目的広場は、災害廃棄物の仮置場としても利用します。
⑥リサイクルプラザの機能改善	ペットボトルの資源化は、国が方針検討を進めている「プラスチック資源循環戦略」の動向を見極めたうえで、処理施設（ストックヤードを含む）計画について検討します。 その他の処理設備は、稼働期間が20年から25年を迎えるため、大規模改修あるいは新施設整備のいずれかの選択が必要となると考えられます。今後、必要となる処理機能を調査・検討し、適正な施設整備を目指すものとします。特に、整備手法については、新たに制度化された施設の長寿命化（国の交付金制度の活用）も含めて検討します。
⑦最終処分場の活用と適正管理	供用中あるいは埋め立てを行っていない最終処分場は、周辺環境の保全と有効活用を図るため、適正に管理します。 埋立終了、廃止した最終処分場は、災害廃棄物の仮置場としての活用を検討しつつ、適正に維持管理します。
⑧最終処分場の延命化（不燃物残渣の焼却処理）	現在供用中の処分場をできる限り長く使用するため、これまで埋立対象としていた不燃物残渣をサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で焼却処理することにより、最終処分量を削減し、最終処分場の延命化を図ります。
⑨在宅医療廃棄物対策	在宅医療廃棄物のうち、感染性がなく、かつ鋭利でないチューブやバッグ類などを『焼却ごみ』に出せるようにします。 また、出し方については、収集カレンダーに分かりやすく掲載します。
⑩災害ごみ対策 【重点施策】	災害時に発生するごみは、「岩国地域災害廃棄物処理計画」にしたがい適正処理を行います。そのため、早急に災害廃棄物の収集・運搬体制と処理体制を整えることが必要であり、本市内部にとどまらず、国・県・周辺市町、さらに民間事業者との連携についても体制づくりを進めます。 また、平時からの市民意識向上のため、「岩国地域災害廃棄物処理計画」を本市ホームページ等に掲載し、災害廃棄物の処理方法等の情報発信に努めます。

第 8 節

環境美化の推進（基本方針3に関する施策）

施策名	施策の概要
①思いやりのある行動の促進	本市ホームページ等で活動内容や簡単にできる取り組みなどについて紹介し、より多くの人の取り組みを促進します。
②不法投棄対策	広報などで不法投棄防止のための定期的な啓発や看板設置、パトロールを継続して実施するとともに、他の取り組み事例なども調査し、不法投棄させない環境づくりを推進します。

第4編 生活排水処理基本計画



第1節

水環境、水質保全に関する状況

1 水域の状況

本市は、中央を流れる山口県下最大河川の錦川水系を中心に、小瀬川、島田川、由宇川等の水系を有しており、小瀬川には1カ所、錦川には2カ所の湖沼があります。また、市域の南東部は瀬戸内海に面しています。

2 環境基準の達成状況

本市域内の河川、海域等における環境基準の達成状況をみると、河川のBODについては小瀬川水域の1地点で平成28年度に未達成であったほかは、環境基準を達成しています。

湖沼については、山代湖のCODが平成26年度に未達成であったほかは、環境基準を達成しています。T-N、T-Pは、弥栄湖のみ環境基準を達成しています。

また、海域については、CODは岩国港（1）で環境基準を達成しています。岩国港（2）では隔年で達成と未達成を繰り返しており、それ以外はいずれの地点も未達成となっています。T-N、T-Pはいずれの地点も環境基準を達成しています。

■図表4-1 水質保全状況

	分類	環境基準類型 あてはめ水域名	指定 類型	項目	地点数	年度ごとの達成状況				
						24	25	26	27	28
BOD COD	河川	小瀬川	AA	BOD	1	○	○	○	○	×
			A	BOD	1	○	○	○	○	○
			B	BOD	1	○	○	○	○	○
		錦川	AA	BOD	2	○	○	○	○	○
			A	BOD	4	○	○	○	○	○
			B	BOD	2	○	○	○	○	○
		由宇川	A	BOD	2	○	○	○	○	○
		島田川	A	BOD	3	○	○	○	○	○
	湖沼	弥栄湖	A	COD	1	○	○	○	○	○
		菅野湖	A	COD	1	○	○	○	○	○
		山代湖	A	COD	1	○	○	×	○	○
	海域	大竹・岩国地先海域	A	COD	4	×	×	×	×	×
		岩国港（2）	B	COD	3	○	×	○	×	○
		岩国港（1）	C	COD	2	○	○	○	○	○
		広島湾西部	A	COD	3	×	×	×	×	×
T-N T-P	湖沼	弥栄湖	Ⅱ	T-N,T-P	1	○	○	○	○	○
		菅野湖	Ⅱ	T-N,T-P	1	×	×	×	×	×
		山代湖	Ⅱ	T-N,T-P	1	×	×	×	×	×
	海域	大竹・岩国地先海域	Ⅱ	T-N,T-P	2	○	○	○	○	○
		岩国港（2）								
		岩国港（1）								
		広島湾西部	Ⅱ	T-N,T-P	4	○	○	○	○	○

資料：岩国市「岩国市の環境（第49報）」

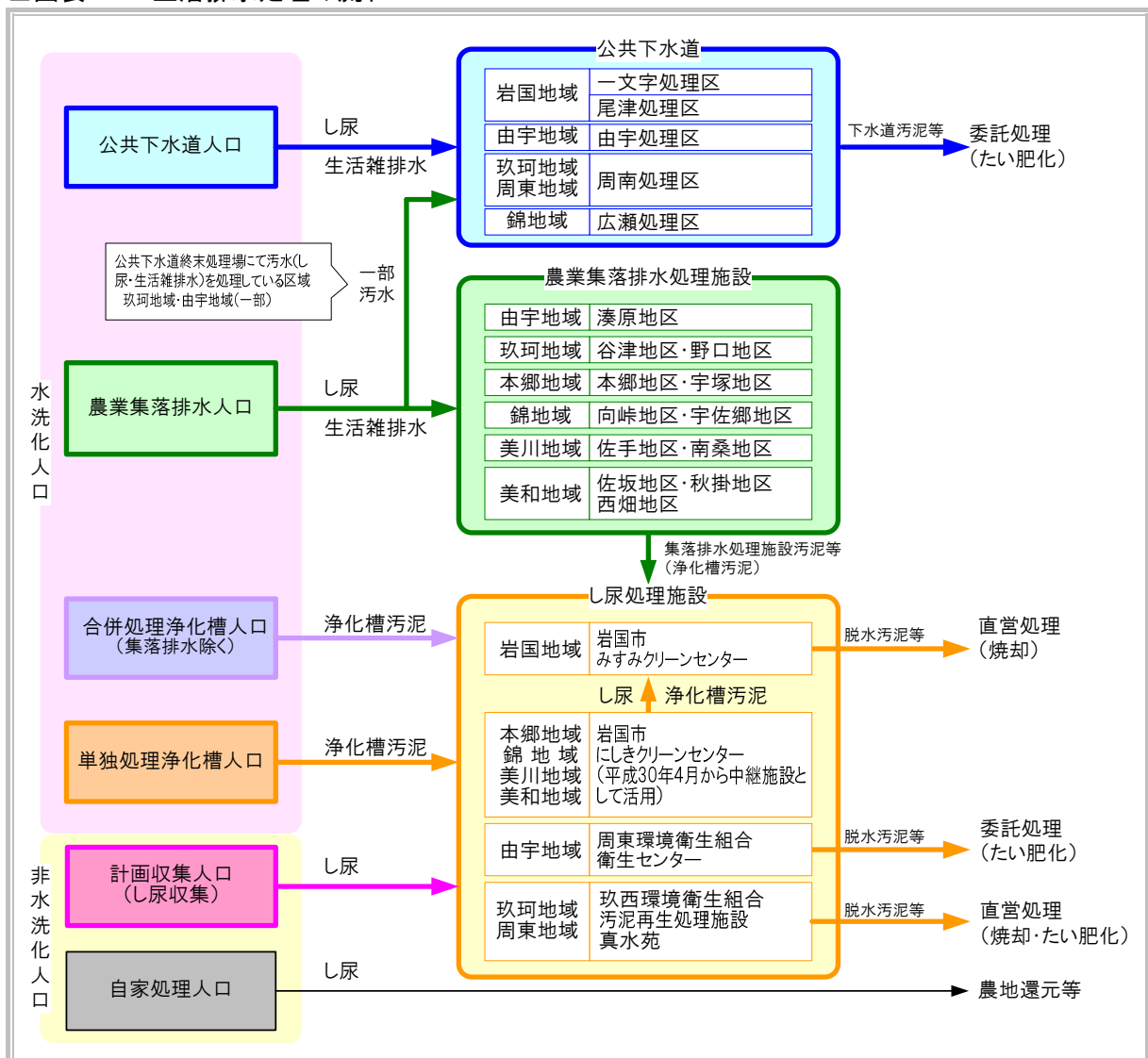
第 2 節

生活排水処理の現状と課題

1 生活排水処理の流れ

現 状	本市域で排出される生活排水のうち、台所排水などの生活雑排水は、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽により処理しています。一方、し尿・浄化槽汚泥は、本市並びに一部事務組合のし尿処理施設で処理しています。 し尿処理施設においては、にしきクリーンセンター管内のし尿などを平成 30 年 4 月からみすみクリーンセンターで集約処理しています。
課 題	本市のし尿処理施設は、旧市町村単位で整備されたものです。処理の効率化の観点から、集約処理を進めるものとしており、にしきクリーンセンターでの処理を停止し、平成 30 年 4 月からみすみクリーンセンターでの処理を開始しました。 今後も地域ごとの排出状況、処理施設の状況等を踏まえ集約処理による効率化を図ることが必要です。

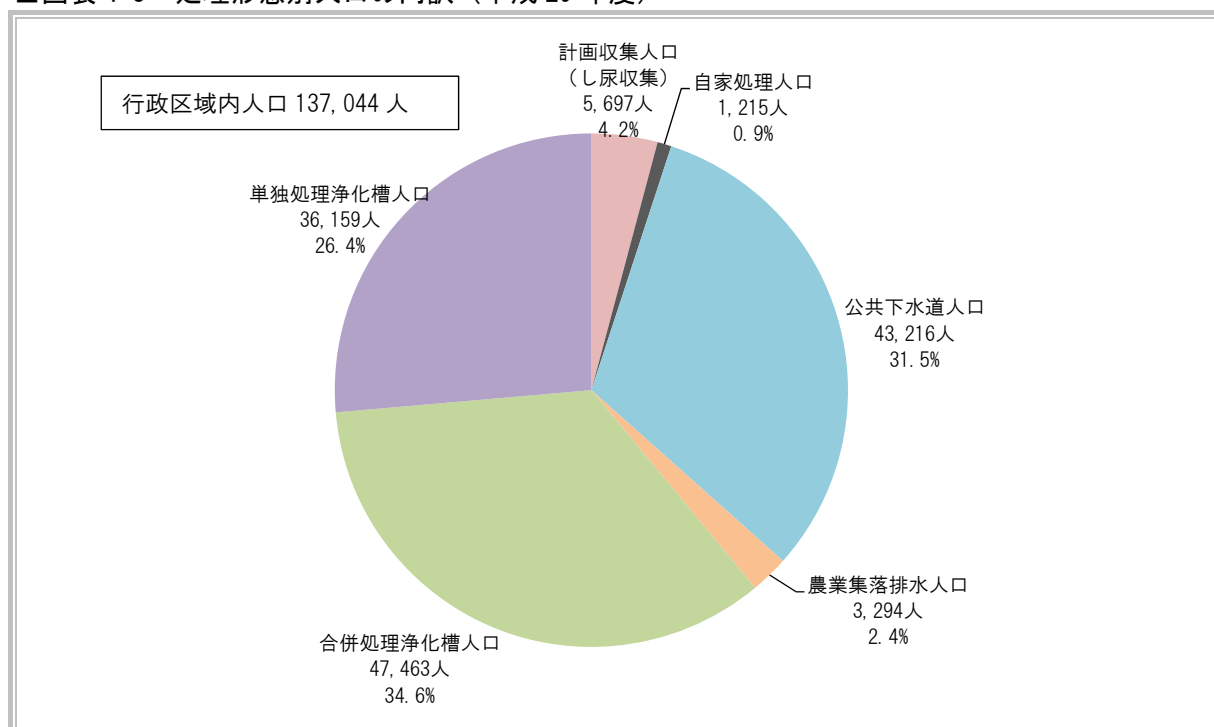
■図表4-2 生活排水処理の流れ



2 生活排水処理形態別人口

現 状	本市の処理形態別人口は、平成 29 年度において公共下水道人口が 43,216 人、農業集落排水人口が 3,294 人、合併処理浄化槽人口が 47,463 人、生活排水を処理している人口は合計 93,973 人で、生活排水を処理している人口の割合（生活排水処理率）は 68.6%です。
課 題	公共下水道は、計画する地区において順次、施設整備を進める必要があります。また、農業集落排水の施設整備は概ね終了しています。それぞれ未接続世帯において早期の接続が必要です。公共下水道や農業集落排水の整備地区以外では、浄化槽の普及が必要です。

■図表 4-3 処理形態別人口の内訳（平成 29 年度）



生活排水処理率とは

本計画における処理形態別人口は、以下の通りとします。

- 公共下水道人口 = 公共下水道に接続している市民の数
- 農業集落排水人口 = 農業集落排水施設に接続している市民の数
- 合併処理浄化槽人口 = 合併処理浄化槽を設置している市民あるいは団地、アパート等の市民の数
- 単独処理浄化槽人口 = 単独処理浄化槽（みなし浄化槽）を設置している市民あるいはアパート等の市民の数
- 計画収集人口 = くみ取りトイレを設置している市民の数
- 自家処理人口 = くみ取りトイレを設置し、し尿を肥料として活用している等の市民の数

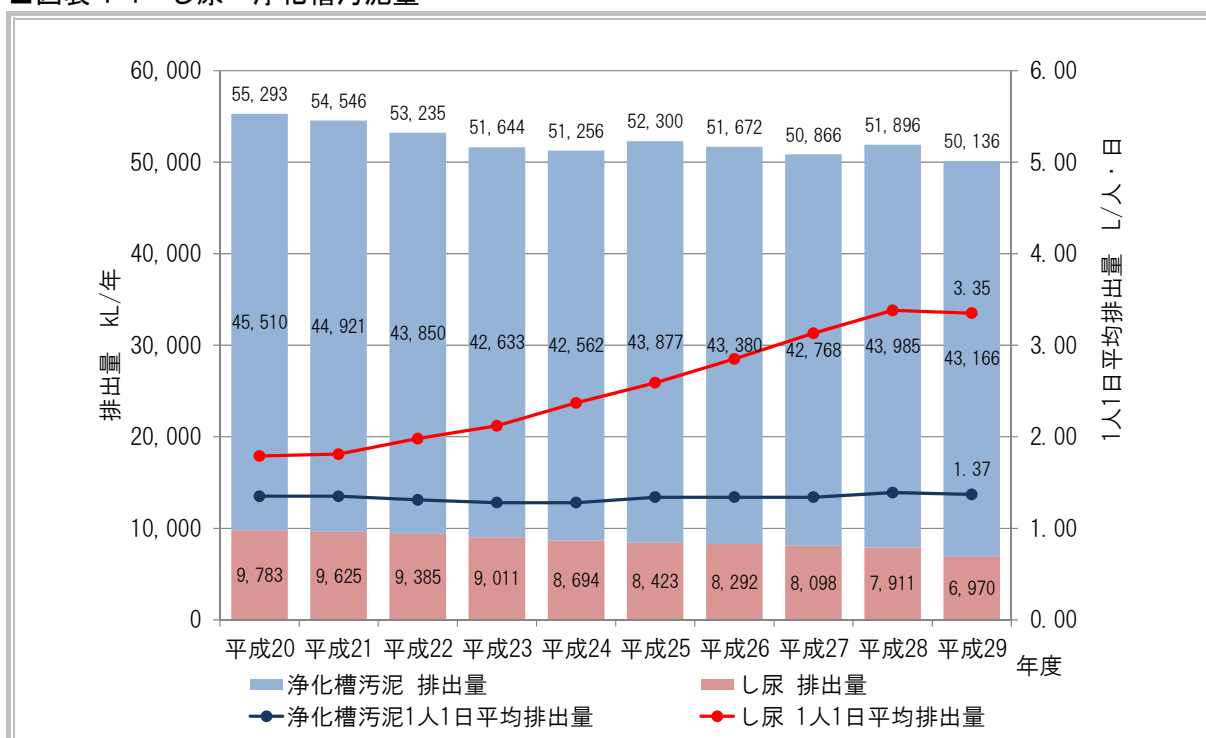
生活排水処理率は、し尿に加え、生活雑排水（台所やお風呂の排水等）を処理している人口の割合を示し、以下の算定式で求めます。本市において生活排水処理を行う施設は、『公共下水道』、『農業集落排水』、『合併処理浄化槽』です。

$$\text{生活排水処理率（\%）} = \frac{\text{生活排水（し尿・生活雑排水）を処理している人口}}{\text{計画処理区域内人口（行政区域内人口）}} \times 100$$

3 し尿・浄化槽汚泥排出量

現 状	本市管内で排出されているし尿・浄化槽汚泥量はいずれも減少傾向にあり、平成 29 年度においてし尿が 6,970 キロリットル、浄化槽汚泥が 43,166 キロリットル、合計で 50,136 キロリットルです。
課 題	し尿や浄化槽汚泥量は今後も減少することが見込まれますが、今後の排出量を注視し、適正処理を行っていくことが必要です。公共下水道や農業集落排水は住宅が連担している地区から順次整備されるため、当面、し尿・浄化槽汚泥の処理を継続的かつ安定的に行うことが必要です。また、浄化槽は定期検査や清掃を行わないと機能を十分に発揮せず、下流側の河川等を汚してしまうことも懸念されるため、浄化槽を設置している市民や事業者は、管理を適正に行うことが必要です。

■図表 4-4 し尿・浄化槽汚泥量



4 し尿・浄化槽の収集・運搬

現 状	本市のし尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、基本的に本市の許可業者が行っています。ただし、岩国地域の島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿は、島ごとに組織された環境衛生組合が収集・運搬を行っています。また、玖珂地域、周東地域のし尿・浄化槽汚泥は、玖西環境衛生組合が委託した業者が収集・運搬を行っています。
課 題	今後、し尿・浄化槽汚泥量は減少してくることが予測されます。排出量に応じた収集・運搬・処理体制の維持が必要です。にしきクリーンセンター管内のし尿・浄化槽汚泥は、より効率的な中継運搬のため、本郷ごみ処理場の中継施設を整備する事業を進めています。 島しょ部については、地域住民で組織した環境衛生組合が収集・運搬を行っていますが、高齢化により体制維持が困難となっています。そのため、安定的な収集・運搬が行える体制の整備についての検討が必要です。

5 し尿・浄化槽汚泥の処理体制

現 状	し尿・浄化槽汚泥の処理は、本市が管理するみすみクリーンセンターほか、3施設で行ってきました。平成30年4月からはにしきクリーンセンターでの処理を停止し、みすみクリーンセンターへ中継運搬して集約処理を開始しています。 2つの組合の処理施設は、集約処理や施設の再整備の検討が必要な時期となっています。
課 題	し尿・浄化槽汚泥は、公共下水道の整備による水洗化人口の増加及び人口の減少により減少していくものと考えられます。排出量に応じた効率的な処理体制の構築が必要です。 処理施設の集約については、し尿・浄化槽汚泥の排出状況を勘案し、慎重に検討していくことが必要です。

■図表 4-5 し尿処理施設概要

施 設 名	岩国市みすみクリーンセンター	岩国市にしきクリーンセンター
所 在 地	岩国市三角町三丁目2番7号	岩国市錦町野谷1210番地1
処 理 方 式	標準脱窒素処理方式＋高度処理	※岩国市本郷ごみ処理場に、し尿・浄化槽汚泥の中継施設を整備するまでの間、中継施設として利用し、その後、解体撤去する予定
公 称 能 力	129kL/日(平成30年の軽微変更による) (し尿21.8kL/日、浄化槽汚泥107.2kL/日)	
供 用 開 始	平成21年4月	平成6年4月

施 設 名	玖西環境衛生組合 汚泥再生処理施設 真水苑	周東環境衛生組合 衛生センター
所 在 地	岩国市玖珂町1401番地1	柳井市神代2805番地1
処 理 方 式	膜分離高負荷脱窒素処理方式 ＋高度処理	標準脱窒素処理方式＋高度処理
公 称 能 力	28kL/日 (し尿13kL/日、浄化槽汚泥15kL/日)	120kL/日 (し尿92kL/日、浄化槽汚泥28kL/日)
供 用 開 始	平成15年4月	昭和57年5月

※一部事務組合の構成市町

玖西環境衛生組合：岩国市(玖珂地域・周東地域)、周南市(熊毛地域)

周東環境衛生組合：岩国市(由宇地域)、柳井市、上関町、田布施町、平生町

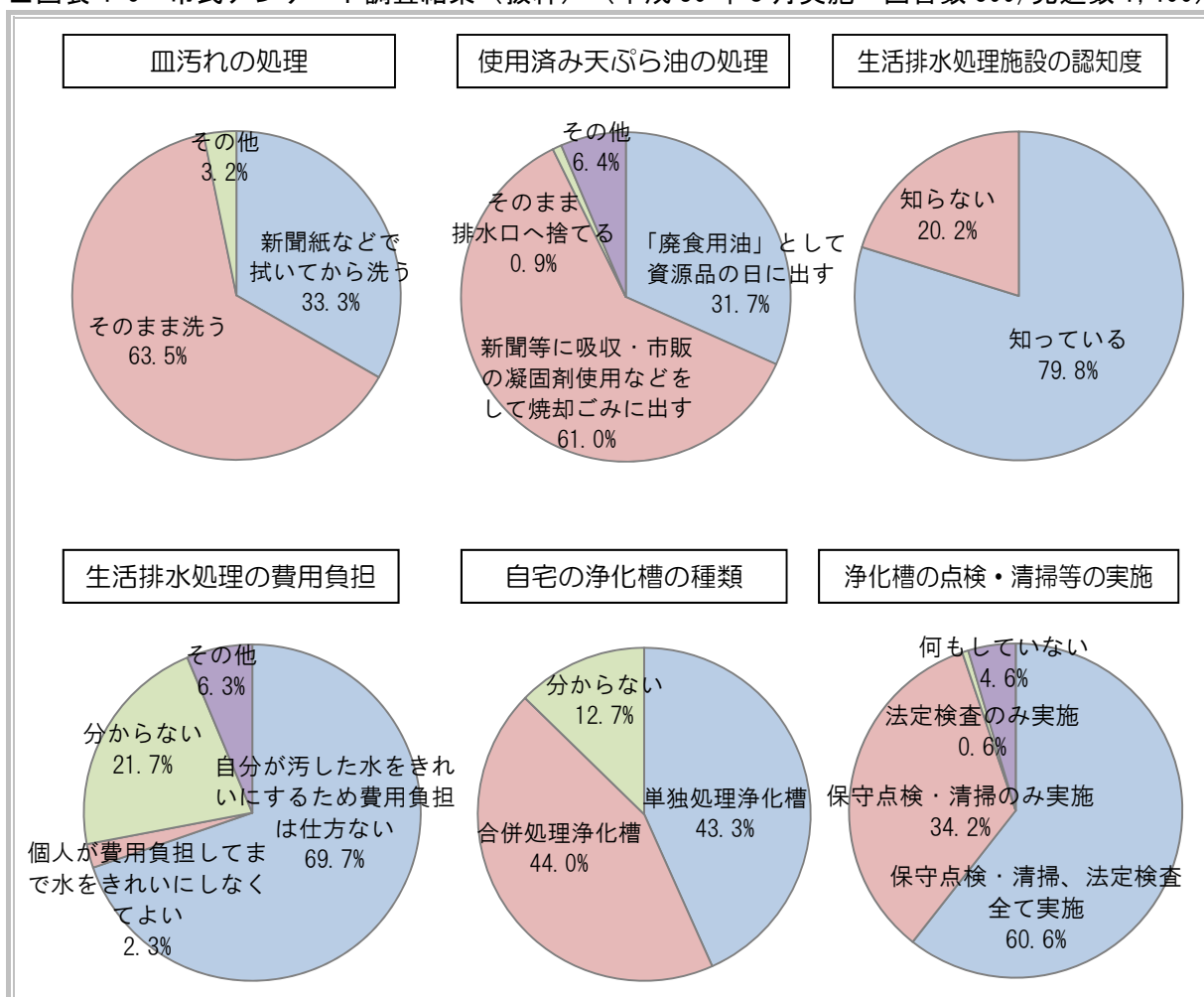
6 し尿処理施設から発生する汚泥等の処理・処分

現 状	し尿処理施設からは、汚泥・し渣・沈砂の残渣が発生します。 本市ではこの残渣を可能な限りたい肥化等し、有効利用に努めています。 本市のし尿処理施設から発生した残渣の最終処分量(一部事務組合の最終処分量を除く)は、平成29年度において133.38トンとなっています。
課 題	し尿処理施設から発生する残渣のうち有効利用できないものは焼却処理していることから、焼却施設の集約化を進めるとともに焼却灰の有効利用を図り、最終処分量及び処理経費を削減することが必要です。

7 市民意識等

現 状	市民アンケート調査では、川や海をきれいに保つ取り組みとして 3 割程度の市民が「皿汚れを新聞などで拭いてから洗う」と回答しています。また、使用済み天ぷら油を「そのまま排水口へ捨てる」と回答した市民は 1%未満となっています。 生活排水を処理する施設として「公共下水道」、「集落排水施設」、「浄化槽」などの種類があることを「知っている」と回答した市民は 8 割程度、また、「自分が汚した水をきれいにするため費用負担は仕方ない」と回答した市民は 7 割程度でした。 自宅に設置している浄化槽の種類が「分からない」市民が 1 割程度、また、「保守点検・清掃、法定検査を全て実施」と回答した市民は 6 割程度でした。
課 題	川や海をきれいに保つ取り組みや浄化槽の保守点検等を実施することに関して市民の理解を深めていく必要があります。

■図表 4-6 市民アンケート調査結果（抜粋）（平成 30 年 8 月実施 回答数 599/発送数 1,400）



第 3 節

基本理念

水道水源の水質保全は重要課題であり、生活排水処理を進めることは、安全でおいしい水を確保するための基本となります。また、環境衛生の向上とともに、豊かな自然環境の保全、美しい景観の創出のためにも生活排水の適正処理を推進することが必要です。

本市の生活排水処理の基本理念は、次に示す通りとします。

目標とする姿

豊かな自然と充実した社会基盤により快適に暮らせるまち

基本理念

① 生活排水処理の推進

日常生活で発生する生活排水について、市民等の取り組みにより水の汚濁負荷量を削減するとともに、発生した生活排水については、処理施設の整備・管理により適正処理を推進する。

② 市民・事業者・行政の協働による取り組みの推進

地球環境にやさしい社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働して水環境保全に取り組む。

第 4 節

基本方針

本市の生活排水処理の基本方針は、次に示す通りとします。

① 生活排水処理の推進

- 市民・事業者の生活排水処理への取り組みを進める。
- 市民・事業者の生活排水処理に関する意識の向上を図るとともに、具体的な取り組みを実践するよう、協力を求める。
- 地域の特性に見合った生活排水処理施設を整備し、かつ適正な維持管理を行う。

② し尿・汚泥の適正処理推進

- 市民や清掃業者の適正な浄化槽清掃への取り組みを進める。
- 汚泥の有効利用を継続するとともに、効率的な処理を進めるため、必要な設備を整備する。
- 処理施設は、適正な維持管理に努めるとともに、処理の効率化を図るため、順次集約化していく。

《生活排水処理施設の整備方針》

- ① 人口の密集地域においては、集合型処理施設である公共下水道事業など、適切な処理施設を選択して整備する。
- ② 集落の形態をなさず、分散して立地している家屋については、合併処理浄化槽の整備を促進する。
- ③ 単独処理浄化槽を設置している家庭については、生活雑排水の処理を進めるため、個別の状況を勘案しつつ合併処理浄化槽への転換を図る。

第 5 節

計画・施策の体系

生活排水処理計画の体系は、図表4-7の通りです。

本計画では、目標とする姿を実現するために、今後実施する施策を示しています。

■図表 4-7 計画・施策の体系



第 6 節

生活排水の処理主体

本市における生活排水の処理主体は、図表4-8の通りです。また、生活排水の計画処理区域は、本市全域とします。

なお、し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は基本的に本市において許可した業者が行い、し尿処理施設等へ搬入しています。

ただし、玖珂・周東地域においては玖西環境衛生組合が委託により収集・運搬を行っています。また、島しょ部（柱島、端島、黒島）のし尿については、各島の環境衛生組合が本土まで収集・運搬を行っています。

■図表 4-8 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿・生活雑排水	本市（山口県※）
農業集落排水	し尿・生活雑排水	本市
合併処理浄化槽	し尿・生活雑排水	個人等・本市
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿・浄化槽汚泥	本市 玖西環境衛生組合 周東環境衛生組合

※玖珂地域、周東地域の公共下水道は、本市において流域関連公共下水道事業（面的な整備）を行い、山口県が幹線排水管から終末処理場の整備を行う周南流域下水道事業を行っています。

第 7 節

生活排水の処理計画

1 処理の目標

本市における生活排水処理率は、現在（平成29年度）の68.6%を計画目標年度である2023年度に75.9%とすることを目標とします。

生活排水処理は、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備によるものとします。

■図表 4-9 生活排水処理の目標

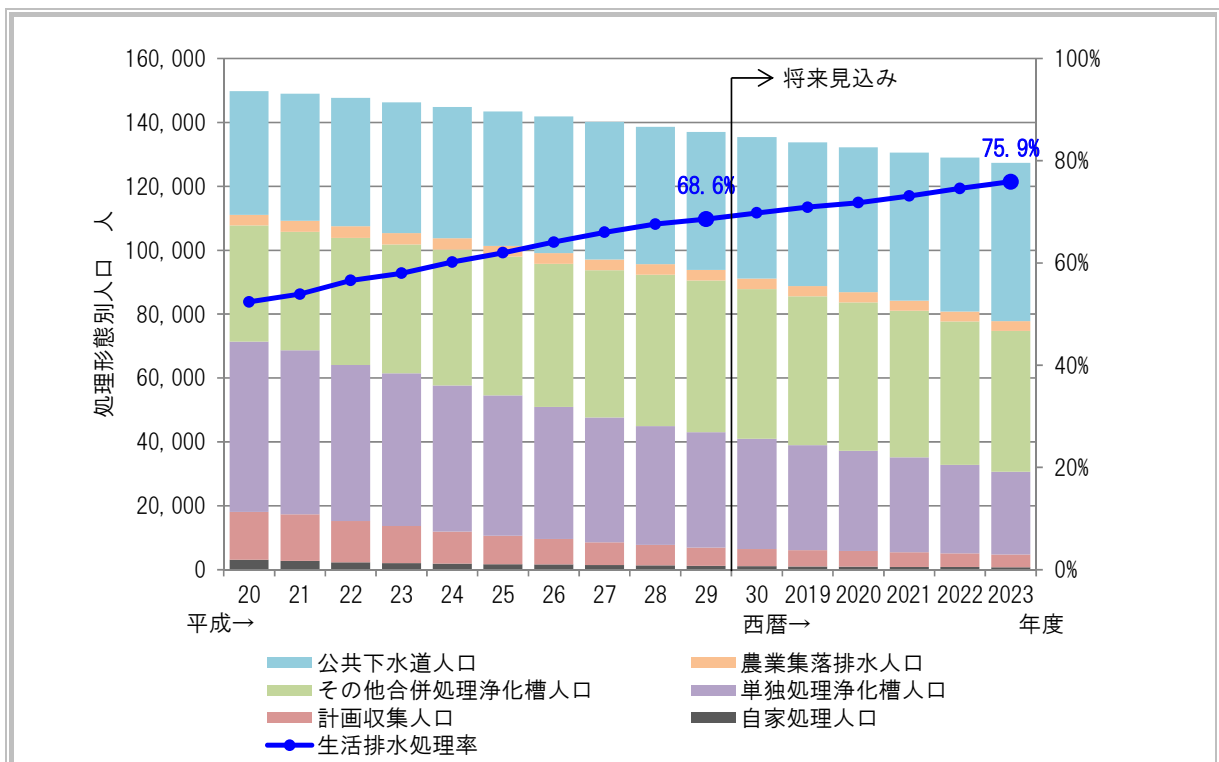
	現 在 (平成29年度)	計画目標年度 (2023年度)
生活排水処理率	68.6%	75.9%

■図表 4-10 処理形態別人口の内訳

	現 在 (平成29年度)	計画目標年度 (2023年度)
行政区域内人口	137,044人	127,334人
水洗化・生活雑排水処理人口	93,973人	96,691人
公共下水道人口	43,216人	49,539人
農業集落排水人口	3,294人	3,053人
合併処理浄化槽人口	47,463人	44,099人

※行政区域内人口は、ごみ処理計画との整合のため、各年度10月1日現在の人口を採用しています。

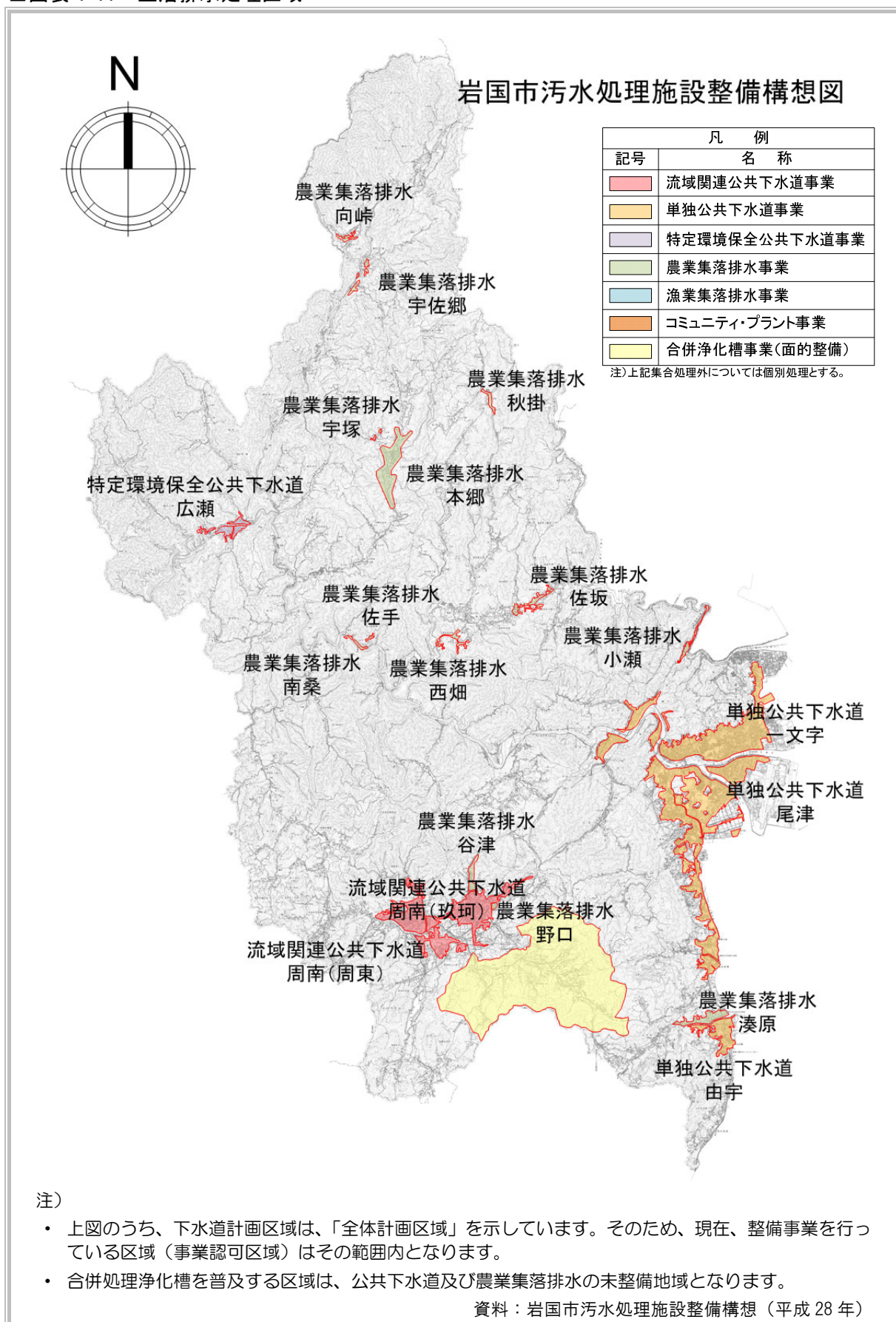
水洗化・生活雑排水処理人口は、下水道事業計画、污水处理施設整備構想に整合した各年度3月末現在の人口です。



2 生活排水を処理する計画区域

生活排水を処理する計画区域は図表4-11の通りです。

■図表 4-11 生活排水処理区域



第 8 節

生活排水処理の推進（基本方針1に関する施策）

施策名	施策の概要
①公共下水道整備推進	事業認可を受けている一文字処理区、尾津処理区、由宇処理区、周南処理区の4処理区について整備を進めます。
②農業集落排水	整備済みの地区において、施設の利用促進を図り生活排水処理を進めます。
③浄化槽の整備推進	公共下水道・農業集落排水の処理区以外の地域に、浄化槽の整備を進めます。
④家庭での取り組み推進	パンフレット配布や総合支所及び出張所等でポスター掲示を行うとともに、施設見学の受入れを行い、体験し、学習してもらう機会をつくります。
⑤水洗化の普及・啓発	下水道への関心を高めるため、本市ホームページでの啓発記事を充実させるとともに、マンホールカードを作成し、これをアイテム（道具）とした環境イベント等を開催します。
⑥浄化槽の適正管理	引き続き、岩国環境フェスタ、広報いわくに、本市ホームページ等での周知を図り、清掃業者や保守点検業者に市民への啓発を依頼するなど情報提供の機会を増やす方法について検討します。

第 9 節

し尿・汚泥の適正処理推進（基本方針2に関する施策）

施策名	施策の概要
①浄化槽に関する知識の向上	市民（管理者）に対して、岩国環境フェスタ、広報いわくに、本市ホームページ等で設置している浄化槽の型式や正しい清掃方法の情報提供を行い、浄化槽清掃に対する知識の向上を図ります。
②浄化槽清掃業者の指導	浄化槽の清掃に関し、清掃業者に対して法に基づく適正な汚泥の引き抜きを行うよう指導します。
③脱水汚泥の有効利用	組合が行っているたい肥化は継続実施します。みすみクリーンセンターから発生する脱水汚泥については、サンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）で焼却処理し、焼却灰をセメント原料化することで有効利用を図ります。
④処理の集約化に伴う収集・運搬の効率化 【重点施策】	玖北地域のし尿・浄化槽汚泥を効率的にみすみクリーンセンターへ搬入するため、2019年度内を目途に、本郷ごみ処理場内に中継施設を整備します。
⑤収集・運搬体制の維持（許可業者指導）	安定した収集・運搬が行えるよう、今後も継続して収集運搬許可業者との協議を行います。また、運行計画について指導していくものとします。
⑥し尿収集運搬業の許可	し尿収集・運搬に関する許可は、エリアの見直し等を行う場合を除き、新たな許可は行いません。
⑦みすみクリーンセンターによる集約処理	玖珂地域、周東地域、由宇地域のし尿・浄化槽汚泥は、組合構成市町の動向、本市の排出量等を踏まえて処理体制の再構築について検討します。
⑧汚泥等の集約処理	みすみクリーンセンターで焼却処理している汚泥、し渣、沈砂、さらに、民間委託により処理している周東環境衛生組合の衛生センターで発生するし渣についてもサンライズクリーンセンター（新ごみ焼却施設）において集約処理し、焼却灰をセメント原料として有効利用します。
⑨災害廃棄物対策 【重点施策】	災害時に発生するし尿・浄化槽汚泥は、「岩国地域災害廃棄物処理計画」にしたがい適正処理を行います。そのため、早急に災害廃棄物の収集・運搬体制と処理体制を整えることが必要であり、本市内部にとどまらず、国・県・周辺市町、さらに民間事業者との連携についても体制づくりを進めます。

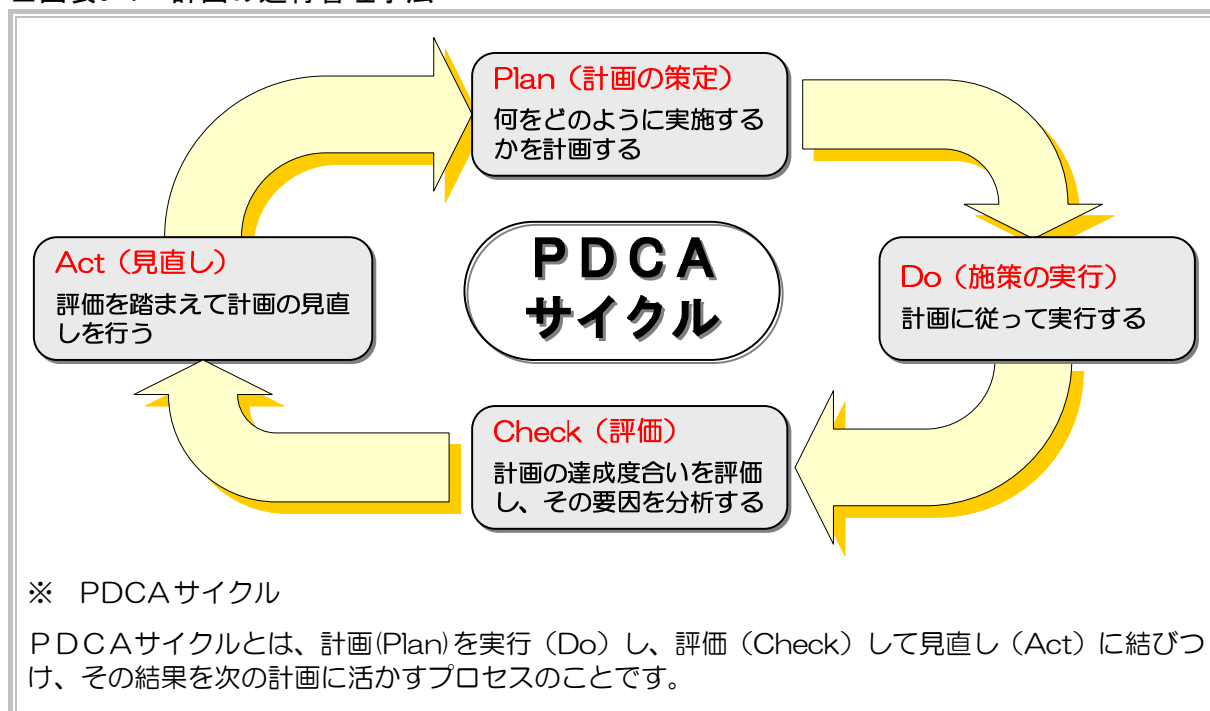


第1節 計画進行管理手法

本計画を確実に実施していくためには、取り組みの状況や目標値の達成状況などを定期的にチェック・評価し、もって必要な追加施策等を講じていくことが必要です。

そのため、Plan（計画の策定）、Do（施策の実行）、Check（評価）、Act（見直し）のPDCA サイクルにより、継続的に管理していくものとします。

■図表5-1 計画の進行管理手法



第2節 計画進行管理指標

本計画に記載した施策、事業を着実に実施・推進するため、毎年度、廃棄物の処理状況を清掃事業概要として取りまとめ、公表します。なお、計画の進行管理のための指標は、以下の通りです。

■図表 5-2 計画の進行管理指標

	進行管理指標	算出式など
ごみ	1人1日平均ごみ総排出量	ごみ総排出量÷365日÷行政区域内人口
	リサイクル率	総資源化量÷ごみ総排出量
	廃棄物からのエネルギー回収量	有効利用熱量（焼却場）
	最終処分率	最終処分量÷ごみ総排出量
	廃棄物処理に伴う温室効果ガス排出量	焼却量×プラスチックなどの割合×排出係数
	1人あたり年間処理経費	年間処理経費÷行政区域内人口
生活排水	生活排水処理率	生活排水処理人口÷行政区域内人口
	1人あたり年間処理経費	年間処理経費÷行政区域内人口

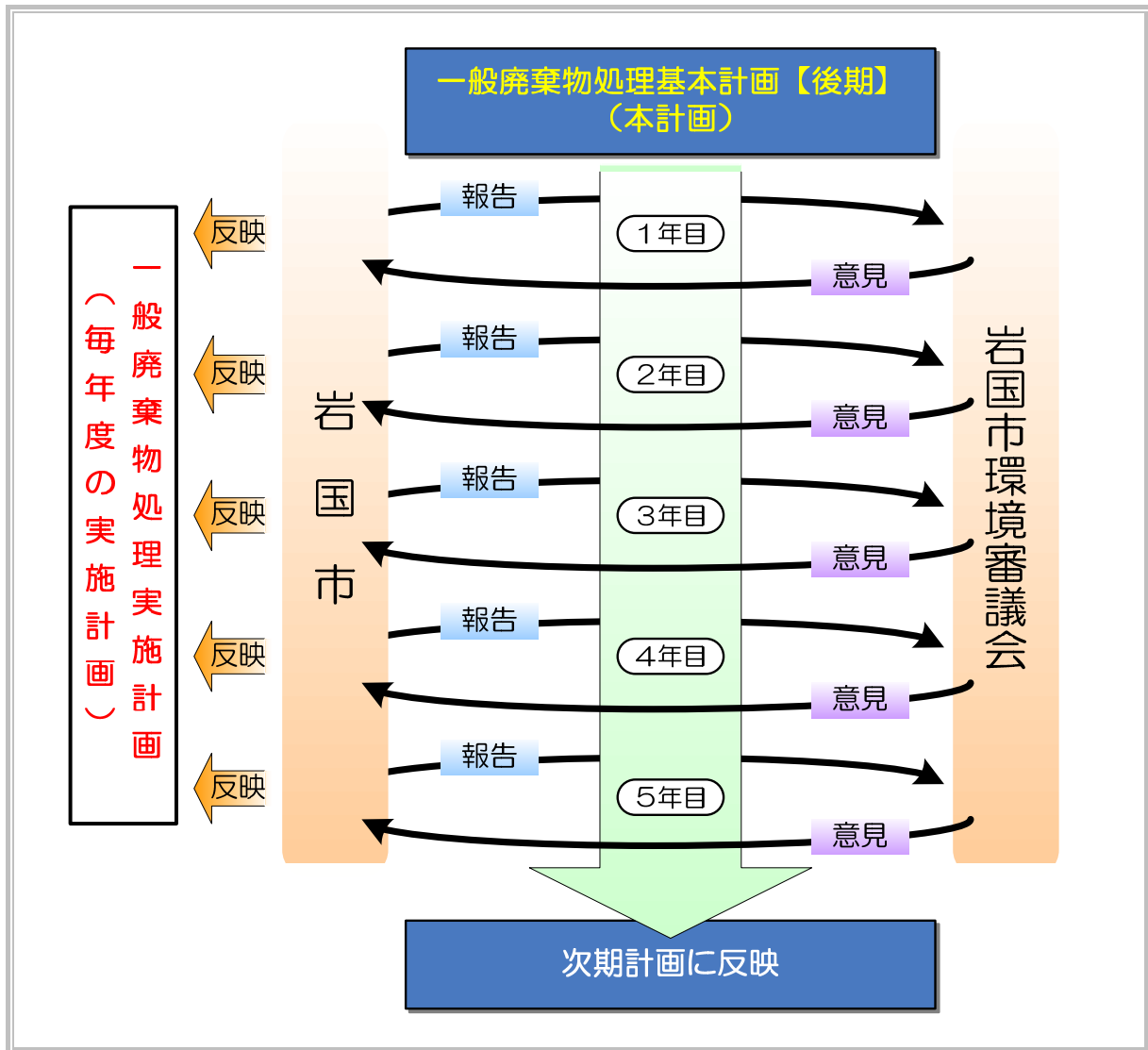
第 3 節

進行管理体制

本計画の進行管理は、本市において管理指標等により行います。

また、岩国市環境審議会に毎年度の管理指標項目の結果を報告し、施策展開等について意見を求め、これを毎年度の一般廃棄物処理実施計画に反映させていくものとします。

■図表5-3 計画の進行管理体制



岩国市一般廃棄物処理基本計画（概要版）

発行日：2019 年 3 月

発 行：岩国市

編 集：岩国市環境部環境事業課

〒740-0034 岩国市南岩国町二丁目 65 番 65 号

TEL：0827-31-5304 FAX：0827-31-9910